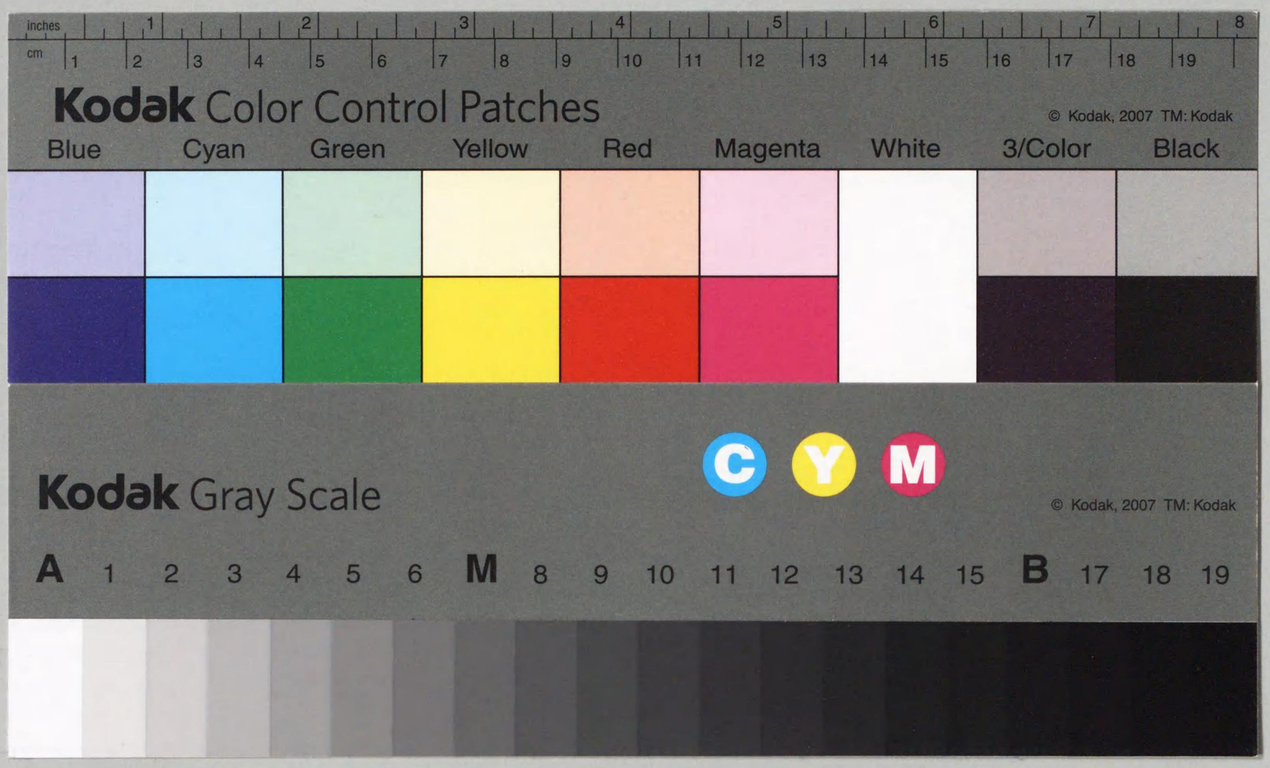

317.24
I477i
0277904
O 複写

印所高五十年略史

Kodak Color Control Patches
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Kodak Gray Scale
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
C Y M
© Kodak, 2007 TM: Kodak

印刷局五十年略史

317.24 I477i

印刷局正門

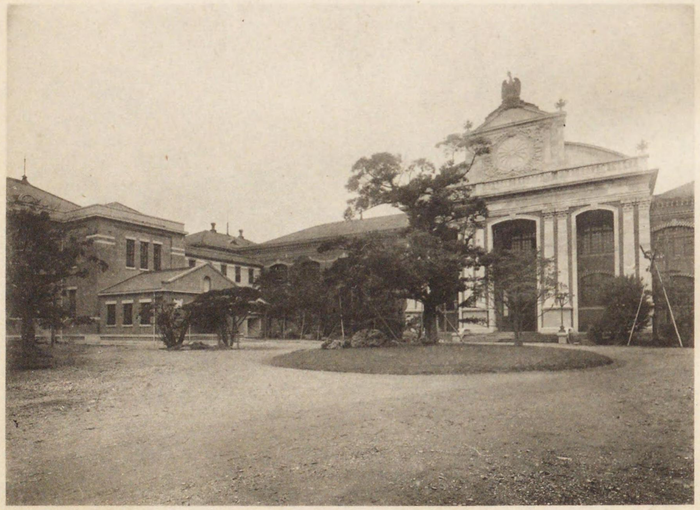

印刷部玄關

国立国会図書館
27.9.27
277904

活版部玄關

抄紙部玄關

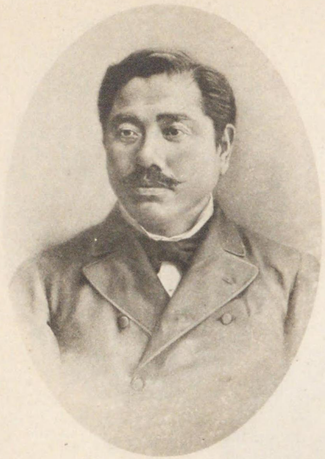

明治五年六月
頭幣紙
正顯川芳

明治四年十二月
頭幣紙
一榮澤澁

明治十七年五月
長局刷印
三研川一

明治七年一月紙幣頭
明治十年一月紙幣局長
明治十六年十二月印刷局長
介良能得

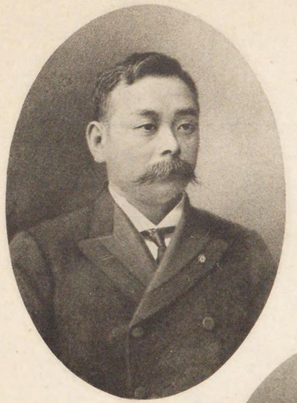

明治四十年三月
印刷局長
山中政亮

明治二十一年九月
印刷局長
得能通昌

明治四十年十二月
印刷局長
神野勝之助

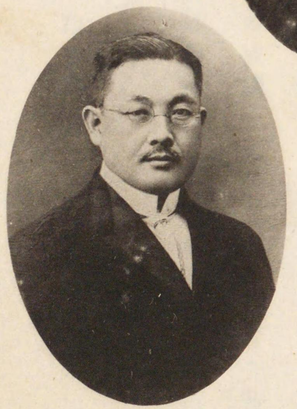

大正六年七月
印刷局長
池田敬八

大正三年六月
印刷局長
佃一誠

序

輓近我國運の發展は建國以來未曾有にして萬般の事業頗る暢達し庶績大に成る。當局の事業も亦時勢の推移と共に幾度か擴張改善せられ、本邦印刷界の母として文運促進の重任を擔ひ已に五十年を經過せり。回顧すれば此間局勢に一張一弛ありて、施設經營の苦心亦尠少ならざるものありしと雖、幸に大過なく今日に至れること、寔に抃賀に堪えざるなり。今や創立五十年記念の典を擧けんとするに當り、印刷局五十年略史を編纂して、當局制度の沿革事業の成績を記錄し、一は以て先輩苦衷の跡を繹ね、一は以て後進參考の資に供せんとす。幸に裨益する所あらば幸甚なり。

大正十年十月

印刷局長　池田敬八

例言

一本書は印刷局五十年の記念式を擧くるに際し創業以來の沿革大要を記述したるものなり

一本書の編纂竝製表統計等は夫々關係者に於て之に當りたるも速成を期せし爲め資料の蒐集方不十分なるを免れす自然記事體裁完整ならざるものあり讀者之を諒とせられよ

印刷局五十年略史

目次

總說……一
第一編　制度……四
第一章　官署……四
一　稱呼の變遷……四
二　部課改廢と移管……四
第二章　官制……四
一　官制職制の改廢……六
二　歷代諸員……六
第三章　一般施設……七
一　警備……九
二　局員の待遇……九
(イ)　取締の改正……一〇
(ロ)　職工名の改正……一〇

(ハ) 衞生保健……一一
(ニ) 勤務時間……一二
(ホ) 賞與表彰……一三
(ヘ) 通俗講話……一四
(ト) 慰安會……一四
(チ) 共濟組合……一五
三 女子工員……一七
第二編 事業……一八
第一章 印刷……二〇
一 彫刻……二〇
二 刷版……二四
三 活版……二六
第二章 化學工業と製作……三〇
一 製肉……三〇
二 製藥……三一
三 機械……三四

第三章 抄紙……三五
第四章 官報……四〇
第五章 發明研究と養成事業……四二
一 研究所及局員の研究成績……四二
二 養成事業の各種……五一
(イ) 銀行學局……五二
(ロ) 學場……五三
(ハ) 學術教習所……五四
第三編 事業に伴ふ榮譽……五七
第一章 行幸啓と各皇族台臨……五七
第二章 博覽會出品成績……五九
諸表
略年表……一
分課並職員……六
五年以上在勤者……八
機械……九

資本金……一四
生産品……一六
益金……一八
土地……二〇
建物……二二
人員……二四
公債證書、兌換銀行券、紙幣、郵便切手、葉書、收入印紙、
製造品　官報、議案類、貯金通帳、手漉紙、機械漉紙……二六

朝陽會
一　朝陽會の成立……一
(1)　成立の沿革……一
(2)　本會の主意及規約……二
二　朝陽會の事業……六
(1)　局の事業に對する補助……六
(イ)　慰安會……六
(ロ)　祭典……七

(ハ)　食堂……七
(2)　局員の福利增進に對する補助……七
(イ)　貯金……八
(ロ)　思想の善導……八
(ハ)　教育の資金……九
(ニ)　日用品購入の立替金……九
(3)　基本金の增殖……九

印刷局五十年略史

總說

維新の宏謨既に其大綱を編み百政大に興らんとするに際し、當路の諸官心を國家經濟の隆昌に注ぎ、經濟活體の血液たる流通貨幣の淨化統一を念ずる頗る切なるものあり、乃ち急遽造幣司の建設を策し之と同時に紙幣司の創設を遂行したり。此紙幣司こそ卽ち我が印刷局の前身なりと言はんより寧其幼名なりと謂つべく、年を逐ひて幾多の發育と變化とを示したり。加之其發育頗る良好にして身心の鍛鍊と切磋とに努めたるの結果、當年可憐なる一個紅顏の少年は今や智識と技藝とを圓滿具足せる偉人となれる觀あるは、國家の爲め慶賀に堪へざるところにして、此偉人をして永久に老いしめず愈益報效の誠を展べしむるは現に局に當る者の均しく負ふべき責たらずんばあらず。若し夫當に本邦印刷界及製紙界の先驅指導者たるの實を擧るに甘んせず、廣く歐米の其と比して以て誇るに足らんことを期するに至つては、其成否一に係つて局員の努力勵精如何に在りて存するのみ。

始め紙幣司の設けらるゝや職として紙幣製造に任ずべかりしは論を俟たず。然れど

も民間の印刷術未だ甚だ巧ならず、徴して以て事に當らしむるに足る者に乏しく、且つ適當なる用紙を抄出する者無し。然も紙幣發行の事たる頗る重要且緊急なるを以て其製作を歐米の印刷會社に依託すると同時に、各種工藝の智識を海外に求め速に熟練の工員を養成せざる可らず、乃ち銅版彫刻、石版彫刻、寫眞製版、凹版印刷、凸版印刷、製肉、製本の各部門に亙り外人技師を招聘し、一齊に其傳習と熟達とに力め鼓舞奬勵至らざるなかりしを見るに、當年其局に當りし者の焦慮と苦辛と熱心とは轉た追慕に堪へざるものあり。

明治十年九月に至り始めて新式の銀行紙幣原版を當局に於て竣成せしめ、爾來頻々として功を擧げ紙幣製造の實を示すことを得たり。其間抄紙の術も漸く緒に就き第一回の紙幣用紙を抄出するに至り、印紙郵便切手證券の類も亦逐次之を製作するに至れり。其他當局に於ては創設當時より銀行に關する事務を管理し來り同時に銀行學の教習をも兼ね行ひたれば、其組織頗る複雜にして其職制の示す處を現今のものに比較すれば差異繁簡の別頗る大なるものあるを知るべし。

設備漸く整ひ技術亦長足の進歩を表し來るとともに、一面に於ては數次組織の變更を行ひ、以て其職責を簡明ならしむるを得て、機能敏活成績太だ可なるを見たり。今一例として官制を比較せんに、明治四年制定の紙幣寮職制によれば

本寮は紙幣、公債證書類を發行するの順序、及之を償還するの方法を審にし、紙幣流通の狀況を調査し、新舊紙幣交換の事務、及既に發行せる公債證書を買收し、其額を減殺し、其利息を支辨し、證券發行會社の檢査、及證券の僞造豫防、廢毀紙幣の燒棄等に關する一切の事務を掌理す、

とありて、紙幣證券類の製造よりも、其流通回收等に力を注げるの觀無きにあらず、明治六年末の改定によれば

本寮は諸紙幣流通の便否得失を審按處理し、及銀行會社の管理を爲し、諸紙幣諸公債證書諸印紙切手類の製造を掌る、

とあり。卽ち公債證書の發行及償還を切り離すを得たるも、未だ銀行事務の絆を脫するを得ず、明治十年銀行課と交換課を他に移し翌年印刷局と改稱するに及び漸く印刷局たるの名實具備するを得たり。現行官制を抄錄すれば

印刷局は官報其他の發刊印刷、並に印紙、郵便切手、諸證券の製造及抄紙に關することを掌る

とあり。頗る簡明にして當局の眞面目茲に始めて闡明されたるの感なくんばあらず。尙當局の沿革は制度と事業との二編に別ち順次其概略を記述すべし。

第一編　制度

第一章　官署

一、稱呼の變遷

明治維新の初、幣制劃一の策を立て、太政官に於て、紙幣五千萬圓を製造したり。世に謂ふ太政官札是なり。當時固より未だ工場の設備あるにあらざれば、京都の銅版師松田敦朝をして之が印行に當らしめたり。明治二年民部省に於て金札發行の事ありたるも未だ頗る精巧を缺くものあるを以て、紙幣製造は外國の彫刻會社に託せざるを得ざりしなり。四年に至り大藏省中に紙幣司を置き、紙幣證券印紙切手の製造事務を管掌せしむる事となせるも、然も未だ其製造は擧て民間の工者に請負はしむるか、又は歐米の工場に依頼するの外無かりき。此紙幣司は實に現今の印刷局の前身にして其創設は七月二十七日たりしなり。

同年八月に至り紙幣司を改めて紙幣寮とせられしが、十年一月紙幣寮を廢し更めて紙幣局を置き、翌十一年十二月改めて印刷局と稱し以て今日に至れるなり。

二、部課改廢と移管

（イ）印刷局は紙幣司を置かれたる初より大藏省に屬したりしが、明治三十一年十一月官制を改正せられ、內閣官報局廢せられて官報の發行を掌る事となれる爲め大藏省の所管を離れて內閣の管理に屬する事となれり。

（ロ）初紙幣司を置かれたる際は、民部省通商司、大藏省出納寮、同租稅寮等にて處理し來れる事務の一部を收めて之を管掌したるも、政務の系統組織未だ完からざる時代なれば、其後數次事務所管の變更を見たるは已むを得ざるところなり。例へば四年八月に紙幣關係一切の事務を出納寮より移せる如き、五年一月郵便切手製造事務を出納寮より移せる如き、八年九月正院印書局を移して活版局と改めたる如き、三十一年十一月印刷局が內閣に屬すると同時に官報局を併合したる如き、又六年十二月公債の發行及償還事務を國債寮へ移せる如き、十年一月銀行課を大藏省へ移し交換課の事務を出納局へ移せる如き、何れも事務の系統を正して執務の敏活を圖りたると、事業の擴張發展に餘義なくせられたるとに因らずんばあらず。是等頻繁の移管手續を經て漸く印刷局の本質を明にし、從つて其任務の大にして責重きを曉るに至れりとも稱し得べし。

（ハ）印刷局創始時代に於ては前に略述せるが如く其事務頗る繁雜にして期するところ亦多岐なりしを以て、其分課の如きも甚だ雜駁たるを免れず、例へば明治四年の紙幣寮は七掛に分れ、五年には十課一掛となり、六年には十四課一掛となり、七年に至り本

局と工場とに大別し本局に八課工場に三局二課を置き、八年には本局に七課工場に六局を置き十年には本局に四掛工場に七部を置ける如き、如何に局内の事務整理に忙はしかりしかを察すべし。十八年に至り工場を印刷抄紙に大別したるは頗る面目を改めたる如きも再び其別を撤し、超て二十二年に至り更に印刷抄紙の二部に大別し、二十四年に印刷、活版、抄紙の三部として略今日の態を備ふるに至れり。現在の分課は巻末に之を掲げて参考に供す。

第二章　官制

一、官制職制の改廃

前章に略述せるが如く官署の稱呼に變遷あり部課の廢合移管亦頗る頻繁に行はれたるを以て、從つて印刷局の官制、職制、事務章程、分課規程、處務細則が亦幾多の改正變更を經たるべきは察するに難からず。惟ふに事業漸く其緒に就き設備次第に整頓するに際し、局に當る者常に念を潜めて革新と發展とを期せずんばあらず。諸規程が改正に踵ぐに改正を以てしたるも固より然るべき事なりとす。而して歴代の局長が毎に事務の簡捷と能率の增進とを基として事を按じたるは、頻繁なる改正の上に明に之を看取し得べきなり。

明治四年の創設以來重なる改正の若干を擧ぐれば、始め紙幣寮に頭、權頭、助、權助、大中少屬の職を置き、其管掌する處は紙幣及び公債證書の發行、其償還、紙幣流通の調査、新舊紙幣の交換、公債證書の買收及僞造豫防、證券發行會社の檢査等なりしが、他官署の事務を併合し或は他官署へ移す事數次にして、明治六年末に至りては諸紙幣の流通を審按し、銀行會社を管理し、紙幣、公債證書、印紙、切手類の製造を掌ることゝなれり。其後七年には銀行課中に學局を設けて紙幣用紙の製造を計り、活版局を正院より移して活版事業の端を啓き、事務頗る膨脹し來りしが、十年改めて紙幣局となるに當り銀行、交換の二課を他に移し部課の大整理を施し、爾後數次の改定を經て二十三年の官制改正、二十四年の分課規程改定となり、三十一年官制の改正と共に大藏省より分離して內閣に直屬するに及び官報部の設置を見たり。尚其後に於ても官制の改正、分課規程の改定は頻々として行はれたれども、大綱は三十一年の改正に定まりといふべし。

二、歴代諸員

印刷局は其職とするところ一般行政機關と趣を殊にし、作業事務を專とせざるべからざれば工場員の如き就職の始め終身奉仕を誓約せしめたる程なれば、局長以下事務

の諸員に至る迄勤續者頗る多し。他官廳に於けるが如き絢爛の功を樹つる事は得て望むべからざるに拘らず、着實周到專心其職に努め斯業の向上發展に一生を委ねたるは、實に印刷局の誇とするところなり。

イ　局長　紙幣寮創設の當時は澁澤榮一を頭とす。數月にして芳川顯正之に代りしが、七年に得能良介を擧げて職に就かしむるや續々新設備を施し事務大に擧るを得たり。良介勵精格勤にして然も人を容れ温情を以て部下を督す、在職十年に過ぎざれども印刷局の今日あるは其遠大なる計畫と不撓の奮勵とが貽せる賜なりといふを得べし。十六年良介病を以て卒するや一川研三職を尋ぐ。五年にして研三病死す、局長の職にある事甚だ久しからざりしも職を局に奉ずる事十五年なり。良介の子得能通昌二十一年を以て局長に任ぜらる。乃父の遺志を繼ぎて勵精事に當る、局に在ること二十四年にして罷む、山中政亮其後を承け一年に滿たずして病を獲て卒す。四十年神野勝之助任官七年にして轉じ佃一誠之に次ぐ。大正六年一誠の官を辭するに際し池田敬八之を承け局長に就任し以て今日に至る。印刷局の歷史五十年、九代の局長を迎送せり、然も其間三十年は實に得能父子の在職期たり。之に類する例は技師其他の職員に於ても亦決して尠からず。

ロ　前技師　往年得能良介を輔けて功勞多かりし諸氏の中にありて多年印刷部長たりし佐田清次の如きは、明治四年十二等出仕として紙幣司に奉職して以來實に四十年の久しきに亙りて職を去らず、大正元年技師(勅任)在官のまゝ薨去し從三位勳二等に敍せられたり。同じく中村祐興は抄紙部長として多年勵精し在官二十六年に及び退隱せり。其他内田萬次郎の在官四十六年、國谷誠之助の三十七年、平井登の三十二年、齋藤知三の二十九年等幹部の勤續者頗る多かりしなり、從て現在に在りても多年の勤續者少からざること勿論なり。

ハ　現職諸員　退隱若は死亡したる諸員に多年の勤續者多かりしを見ても、現に健全に職を執る者にも同じく勤續者の多かるべきは察するに難からざる處なり。其若干の例を擧ぐれば、技師(勅任待遇)小山初太郎の四十六年、同内田正信の四十七年、同鶴岡直太郎、屬(奏任待遇)萩原八十吉の各四十一年、勤勉澁らざる如き、蓋し他官署に其匹儔を求むる事難かるべし。

第三章　一般施設

一、警　備

當局の如く特殊の貴重品を製造する工場に於ては非常警備災害豫防に關し最も嚴密なる注意を爲すの要あり、創設の當時陸軍兵員の派遣を仰ぎ日夜内外を警めしもの

亦所以あるなり。同時に局員を督して監視せしめ非常消防手續を定めて豫め部署を明にし、以て不慮に備ふること周到なりき。明治十一年に至り守警職制の制定成るに及び陸軍兵員の常時警備を解き非常に際し必要に應じて特に派遣を請ふことゝし、專ら局員をして其任に當らしむることゝしたり。爾來守警制度は數次改善を加へ以て今日に及びたり。

二、局員の待遇

局員の待遇は時代の進運に鑑み幾多企畫施設する處ありしが、要は人格を尊重して向上の精神を涵養し、以て技術を熟達せしめ、又衛生保健の設備を完うし、以て能率を增進せしむることに努力しつゝあり。

(イ) 取締の改正

當局は紙幣、兌換券、公債證書、官報其他機密を要する物品を取扱ふを以て局の創設當時より工場從業の職工に對して嚴重なる身體檢査を行ひ來りしが是れ勿論社會の公安維持上已むを得ざるに出るところなりしと雖も社會の進歩と共に稀れに生ずる不正者の爲に全部の職工に對して猜疑心を挾むは人格を尊重する所以にあらざるを以て大正九年四月一日を以て斷然此檢査制度を廢したり。

(ロ) 職工名の改正

從來工場の從業者を職工と稱し男工、女工と呼びしを大正九年四月一日より裸體檢査の廢止と共に改めて工員と稱し男子工員、女子工員と呼ぶことゝしたり。是れ單なる名稱の改正に過ぎざるが如きも實は從業者の心理狀態を細に觀察するときは必ずしも此改正は無意味にあらず、從業者各自をして自重せしむる上に於て重大なる關係を有することを認めたるを以てなり。

(ハ) 衛生保健

衛生に就きても亦頗る心を致し、創設の當初より諸種の規程を定めて以て備ふるところありしが、九年には工場職員の爲め賄所を設け、十年には醫員を置き且つ浴室を構へて各員退場の際入浴せしむる事とし、十六年四月には各員早出晩退勞働尋常ならざるを察し、試に一ヶ年を期し保健の爲に各員に朝食を給することゝしたり。翌十七年三月更に改めて一ヶ年を期し滋養食を給することゝせり。是れ全く時の局長得能良介の發意に因れり。當時各部長に與へたる達書の一節に曰く(上略)「各員試に一ヶ年を期し毎朝出頭に臨み必ず鷄卵二三個を熱湯又は熱茶にて用ゆべし、(中略)右は嚴重相試むことなれば篤と一同へ相諭し故障有之向は書面を以て申出べし、因て朝辨當の義は特別を以て一般御賄下賜すべし」と、以て其期するところを察すべきなり。又個人衛生の外に工

場の擴張と共に採光、換氣除塵の裝置又暖房の設備等漸次に一般工場衞生の新施設を爲し尚罹病者の救護、惡疫防止其他の設備に至ては數次改正せられて漸次完備するに至り、現在にては本局及び王子抄紙部内の二ヶ所に醫務室を設け各醫員藥劑師看護婦其他の補助員を置き以て事に當らしむ。尚各部課に衞生委員を常置し專ら工場の衞生に注意せしめ居れり。

（ニ）勤務時間

勤務時間は從業員の能率及保健に密接なる關係を有し幾多の變遷あり、創立當時に於ては業務の種類に依りて始業及終業の時を異にし又一般就業時間の制定なかりしが明治八年十二月二十二日始めて原則を定め各局職工執業時間を九時間（喫飯及休憩時間を含む）とし翌九年工場休憩時間は一日三十分以内と定め尚同年幼年工の早出居殘及女工の夜業を行はざることを明定したり。十年一月より毎月一回休暇を與へ七月より九月十日迄の間に三日間の暑中休暇を許したり當時從業員の使用に意を用ゐたること知るべきなり。十二年に就業時間の始業及終業時を定め午前六時三十分開業午後四時閉業としたり、十三年九月十一日より午前七時開業午後四時三十分閉業と改正し、是の時より執業時間は九時間半となれるが如く明治十八年に勤務時間を九時間半とすとの達あり、聊か重複の嫌あるも此關係詳ならず、十九年一月に執業時間を十時間に改め休暇の月一回なりしを隔週日曜日を休暇と改め又同年十一月に十一時間執業とし毎日曜日を休暇としたり、後二十一年十月再び十時間執業に短縮し午前及午後の休憩時間を廢し午前七時開業午後五時閉業と改めたり、後二十八年に此の原則の例外として十一月より翌年二月までは午前七時開業午後四時閉業として冬期に於て一時間就業時間を短縮したり。

明治三十年從來勤務時間十時間にして其の中三十分を喫飯時間としたる原則を改めて喫飯時間を午前十一時三十分より三十分間とし別に午後二時より十五分間の休憩時間を設けたり、三十二年に從來の原則に冬期の例外ありし外更に夏期の例外を設け、七八兩月は九時間執業とせられたり。

以上の如く勤務時間は幾度か改正せられしが大正九年四月一日に就業時間を九時間とし午前七時始業午後四時終業と改め之れと同時に休憩時間の午後一回のみなりしを更に午前一回十五分間を設け茲に所謂一日八時間勞働制を行ふに至れり。

（ホ）賞與表彰

明治十六年五月、時の局長得能良介は當局在職中死亡せる者の爲に祭典を執行し全員に休暇を與へ、且つ各員をして生前の交誼ある者の墓所へ詣せしめ、以て功勞追慕の意を表して以來、二十年十月に至り祭典を春秋二季に執行することゝし、爾來今に至る

も渝ることなし。現職者に對して其精勤勉勵或は有功なる新案を得たる際等一々賞與することは創始時代より常に行はるゝ所なりしが、大正四年十月に至り精勤者及勤續者に對する表彰規程を定め褒狀を授與して以て功勞を表彰することゝし其式を擧げたり。翌五年に至り更に表彰規程を改定し金銀銅色章授與の制を定め、同十二月には又規程を改正し一層表彰の實を擧げしむることゝせり。

（ヘ）通俗講話

工場從業者は實地の經驗と專門の知識とを充實する一方に於て品性修養のことを閑却すべからず。當局は明治四十五年六月以降毎月一回知名の士を聘して講演會を開催することゝし好成績を得たりしが、當局の如き特殊の事業を經營するところに在りては、特に一般從業員をして穩健質實なる思想を養成せしむるの要切なるものあるを以て、大正四年十月より從來の修養講話の回數を增加し依て心神の修養に努め居れり。

（ト）慰安會

局員の品性修養の目的を以て曩に講話を催すことゝし、又其功勞表彰の法も制定せられたれば、爰に一面に於て慰安を與へて之を奬勵するの要あるを察し、職工慰安會（後に局員慰安會とす）を企て其第一回を大正四年十月當局構內に催せり。前項の表彰式も亦此機を利用して執行したるなり、爾來毎年適當の時季に於て之を擧行し、或は近縣に一日の遠足を試み、或は劇場に觀劇の歡を與へ、常に良好の結果を得たり。

（チ）共濟組合

共濟組合は明治四十二年四月勅令によりて設立せられたり。其目的とするところは雇員以下の現業員相互の救濟にあるを以て、其資金は政府の補給金と組合員の掛金とに依ることゝし、各種の給與規程を定めしが、大正十年六月に至り其諸規程を改正し大に面目を改めたり。其改正の要點を擧ぐれば、從來組合員は雇員以下の局員に限りたる制限を撤去し局員は何人も之に加入することを得ることに組合員の範圍を擴張したる事、就職後六ケ月を經過せざれば加入を許さゞりしを改めて就職の翌月より加入し得ることゝせる事、掛金は給料の百分の三なりしを百分の五に增加し、同時に政府の補給金は給料の百分の二なりしを百分の四に增加したる事、從來五種の一時給與金なりしを十一種に增加し、且つ新たに四種の年金制を設けたる事、組合脫退者には掛金の拂戻を爲したるを廢し別に脫退給與金を支給することゝし、加入後六ケ月に滿たずして自己の便宜の爲組合を脫する者には脫退給與金を支給せざる事、諸給與金支給額を增加したる事等なり。今各給與金の種類を左に列記せん。

一　公傷給與金

公傷年金　公傷一時金

公傷療養金

二　癈疾給與金
　癈疾年金　癈疾一時金
三　死亡給與金
四　勤勞給與金
　勤勞年金　勤勞一時金
五　脫退給與金
六　災厄給與金
　罹災見舞金　弔慰金
七　婚姻給與金
八　遺族給與金
　遺族年金　遺族一時金
　葬祭金
給與金の種類は上述の如し。尚給與の事由併發したる際は諸給與金を併せ給する事としたり。但し公傷一時金と癈疾一時金、又脫退給與金と各年金、各年金と年金とは相互に併せ給する事なし。併給の例を擧ぐれば公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り脫退したる時は公傷一時金、公傷療養金、勤勞一時金、脫退給與金の四種を受け、右傷痍又は疾病の重き爲公傷年金を給せらるゝ時は公傷一時金、公傷療養金、勤勞一時金を併給す。

共濟組合の現在資金は其大部分を有價證券に替へて保護預とし、一部は預金とし共に利殖を圖るものなるが、大正九年度末に於ける資產全額は二十七萬一千餘圓に上り、內二十萬圓餘は公債竝債券なり。又組合員數は同期に於て四千三百二十六人を算したり。

三、女子工員

明治七年一月當局に於て女工規則を制定し始めて女工を置けり。之れ本邦工場に女子を使用するの嚆矢とす。爾來工場各部に採用し極めて良好の成績を擧げ居れり。曾て明治十年十一月皇太后皇后兩陛下工場行啓に際し、得能局長より女工總取締宮尾梅の履歷を御內聽に達したるに、便殿に御休憩中特に拜謁を賜り且つ菓子の御下賜ありたり。是れ當局の長へに光榮とするところなり。同女は故紙幣局少屬宮尾矯の寡婦にして、矯は明治六年藩札交換の爲め九州に出張し福岡縣に於て縣民暴動に會し自刃して死せる者なり、翌七年梅の資性醇良周密にして能く任に堪ふべきを視て當局の女工取締に任じたるに、果して勵精事に當り當時六百に垂んとする女工を統率して謬らず、以て女子工員の能力を示すに至れるは本邦女工史の冒頭を飾るに足る事蹟といふ可し。

第二編　事業

當局の前身紙幣寮の事業たる其始は專ら紙幣製造にありたるも、然も其實際に於ては太政官金札及民部省金札の粗惡なるもの及藩札の交換に關する事務多端にして、事業としては外國製の紙幣に文字の押印を施すに止まり、紙幣竝兌換證券の流通公債に關する事務、銀行會社の董督等をも掌り今日に比して頗る事情を異にするものあり、然も其雜駁なる事務の間に大日本貨幣史の編纂を企て、遂に成就せしめ、又銀行法經濟學に關する幾多の翻譯書を刊行せしむる等意を用ふる事頗る多岐に亙れり。曾て局外の人の評言に曰く、單に印刷局の職掌といへば官の定むるところありて甚だ明瞭なれども、之を既往に見るに其施設の多岐多樣なる眞に驚くに堪へたり。本分と思はるゝ各工業を別として、硫酸、曹達、晒粉製造の大規模なるものより、膠、油、石鹼、靴墨、壁紙、皺紙、封筒、懷中日記、當用日記の如きに至るまで之が製造を創めたり。極端にいへば今日社會に存在する工藝品は曾て一度印刷局に於て製造を試みられざる莫きの感あり。局が民業奬勵を念として各種の工業を起し、民間に於て同種の製造に着手し稍發達の望を得れば、局は漸次之を廢して民間に委ねたるは頗る感謝すべし云々と。寔に知言といふべし。

斯くて年を經るに從ひ制度漸く定まり、專ら特殊の製造事業を管理し、工場機械の設備、製版印刷製肉抄紙の事業次第に整頓し活版事業としては後に官報事業を併せ茲に今日の事業の基礎を得たり。

翻つて之を資本の上より見るに明治十一年に制定せられたる當局の營業資本額は僅に十八萬圓に過ぎず此少額を以てして製造事業に關する經營を爲したるなり、十六年作業收益金を積金とするの特許を得二十二年度に至り三十三萬圓に次て同二十三年三十三萬九千百五圓餘に三十三年度には三十七萬圓に四十三年度には四十七萬圓に增額せられ、本年始めて百萬圓に增額せり、而して固定資本に至りては創始以來國庫より受けたる興業費は悉く之を償却し尚陸海軍資へ納金し爾後國運の發展に伴ひ製造品の逐年遞增せると時局の關係に本く製品速製等の必要あり、明治三十二年度以降大正九年度に至るまでの間工場其他擴張施設の爲百四十六萬餘圓機械の改良增加の爲百七十七萬餘圓を費し尚十年度以降三ヶ年繼續を以て擴張費三百萬圓を投資する豫定なり、而して當局事業の性質として作業益金を主とするに非きるも最近年々百萬圓內外の績を擧け明治二十三年度以降の分を通算すれば千五百餘萬圓となりたり。

尚事業の概略は以下章を分ちて記述すべし。

第一章　印刷

一、彫刻

大藏省中に紙幣司を置かれたる當時、省内未だ彫刻或は印刷の設備あるにあらず、證券或は印紙の製造事務を管掌すといへども、製造の事は卽ち之を技術者に請負はしむる外なかりき。明治四年十月海運橋三井組構内（現今の第一銀行所在地）に製造場を設け兌換證券及び切手印紙等の製造をなさしめしが、五年九月に至り同製造場の彫刻業を紙幣寮中に移し始めて彫刻課と稱す。

是より先明治元年制定の太政官札、二年の民部省札及び三井組の證券、三年の郵便切手、四年の雜種印紙等は總て銅版師松田敦朝に命じて之を作らしめたるを以て、紙幣寮に於ても同じく彫刻事業を同人に擔當せしめたるが、取締を嚴にし費用の節減を計る爲に寮中に此課を設くるに至りしなり。當時中屬佐田清次等之を監督したり。

松田敦朝の事蹟は本邦印刷史上重要の位地を占むるものにして、世に傳ふべき點少からず、唯本稿に於て之を詳述するの暇なきを遺憾とす。

紙幣寮中に彫刻課を置き以て少しく官業の態を備へたれども、製造の事は依然として敦朝に請負はしめたるが、六年に至り更に梅村翠山をして敦朝と共に銅版彫刻を請

負はしめたり。七年十月敦朝翠山の請負を止め、二人の門生中技能あるものを選て職工とし、茲に始めて名實相反かざる官業とはなりたり。八年一月伊國人エドアルド、キヨンネを彫刻師として傭聘するや、我が銅版印刷は一大革新を來たし全く面目を改めたり。本邦印刷史上に於てキヨンネの功績は特筆せらるべきものにして在職實に十七年に亙り、孜々勉勵指導の任に當り功勞甚だ多し。其雇を解かるゝや特に勳三等に敍し瑞寶章を賜ひ加ふるに年金を下賜せられたる寔に故あるなり。

八年四月クラッチュ術及電胎法に依り一面の原版より自由に多數の版面を孳殖する方法を採用したり。從來所要の面數は一々手刻したるを以て、箇々多少の差異を生じ易きのみならず時間と勞力とを要する事莫大なりしが、此電胎法に成功したるを以て其等の不便を一掃するを得たり。

同年十月に地券狀、煙草營業鑑札、同印紙等數種の原版成る。之れキヨンネの製作したる最初のものにして又本邦に於ける凸版の嚆矢とす。

九年四月刷版局に屬せし石版部を彫刻局に移し石版印刷師ポラールドに其業を敎授せしめしに、十年七月に至り技手石井重賢始めて石版數回刷の著色畫を製し得たり。同年九月郵便端書同切手原版と共に交換銀行紙幣壹圓の原版成る。之れキヨンネの技術に依りて始めて製造せる紙幣なり。十一年に交換銀行紙幣五圓の原版成り同十月政

府紙幣壹圓の原版成る。初め官札の製造粗惡にして贋造の患ありしを以て之が製造を日耳曼國に託し較精巧なるを得たるも、尚未だ全く贋造を防ぐこと能はざるものあり、キヨソネの新紙幣に至つて頗る面目を改むるを得たり。

此年製肉部より寫眞科を移し輸入スチルフリードを聘して斯術の發達を圖る事とせり。而して翌年四月其雇を解きたり。

十二年一月米國製細紋彫刻機械（ゼオメトリカルレース）を購入す。同機は防贋上最要のものにして當時米國以外に之を備ふる工場なく其使用方法も分明ならざりしが領事高木三郎の傳習し來れる所に端緒を得、幾多の研究苦心を經て遂に自在に使用し得るに至れり。同年三月キヨソネ贈右大臣大久保利通の肖像を銅版に刻す。之れ本邦に於けるメソヂンタ式（一名マニエールノワール式）彫刻版の嚆矢とす。

爾來各種の紙幣、兌換券、印紙、切手、公債證書及株券等の製造相踵ぎ、明治十七年には韓國の依託により同國の郵便切手を製し二十一年には明治天皇の御尊影二種を敬寫すべき旨を奉じキヨソネ主として執筆し、更に銅版に之を彫刻すべき命を受けたり。二十四年キヨソネの雇を解き工手齋藤知三之に代つて一切の技術を擔任す。蓋し研鑽多年課員の技能已に大に發達せしを以てなり。其後兌換券、印紙、切手、各種の證券類の原版彫刻は其技益進み、支那の爲に製作せるもの數種、露、佛、英諸國政府の國庫債券數種をも製作し何れも賞讃を博するに至れり。尚熱心なる從業員の研究は數次頗る有益なる成功を得たるあり、其顯著なるものは是を第五章に述ぶる所あらん。

此項に於て記念郵便切手各種製作の一事を加へざる可らず。二十七年明治天皇大婚二十五年祝典に際し製作したるものを始とし、二十九年の戰捷記念切手、三十三年東宮御婚儀祝典切手三十八年日韓通信合同記念切手、三十九年陸軍凱旋觀兵式記念切手、大正四年大禮記念切手、五年立太子禮記念切手、八年平和記念切手、同年飛行記念切手、九年國勢調査記念切手、同年明治神宮鎭座祭記念切手、十年通信事業創始五十年記念切手、同年皇太子殿下御歸朝記念切手等を製作したるが、中には短日時の間に急遽製作に從ひたるものあるに拘らず、其意匠竝に技術に於て幸に世の賞讃を博するを得たり。

前述諸事業の間にありて作出したる製品の中特に注意すべきは、十年二月の貨幣精圖、明治十五年の國華餘芳、十六年の朝陽閣集古、二十四年の朝陽閣字鑑、其他法帖類書像等の製版なりとす。國華餘芳は明治十二年古美術視察の爲山梨縣外二府十二縣を巡回したる得能局長が到る處の社寺官民所藏に係る古書畫古器物等にして苟も製作上の模範となり參考に資すべきものを撮影若くは模寫せしめたるを基礎とし、數次人を派して調査せしめ苦心の末編纂したるもの三帖、朝陽閣集古も亦同じく本邦古名筆の寫眞帖にして十三卷、字鑑は古文籀文篆文古隸の字體を金石碑版より普く蒐輯したるも

の三十巻なり。共に頗る有益なる事業たりしを疑はず。法帖は朝陽閣帖と稱し支那の古名筆にて十六帖、畫像は既述の外三條、木戸其他元勳功臣の像合せて十六種を數ふ。尚朝陽閣鑒賞、浪間の錦等も亦頗る技術の精妙を窺ふべきものなり。

二、刷版

前項彫刻の項に略述したる各種の製版が印刷に附せられ乃ち刷版部の事業に轉じたるべきは言を俟たず。而して彫刻製版の技愈進み需用益增大するに從ひ刷版の技も亦愈進み能率益增進し以て今日の繁雜なる事業を遂行し得るに至れるなり。然れども紙幣寮の當初に於ては未だ印刷と稱するに足るの事業なく、僅に請負として製造せしめたる紙幣に押印を加ふるに止まりしなり。明治六年紙幣寮内に公債證書、銀行紙幣等の印刷所を設け、以て三井組構内の製造課を寮内に移してより、茲に較其體を具へたるも尚未だ甚た巧妙ならず、七年末に至りて獨人凹版印刷師ブリユック、同凸版印刷師リーベルスを聘し、同時に海外に注文したる印刷機の到着するあり、幾もなく彫刻にキヨソネの聘せられたると相俟ちて、漸く其技に熟するを得るに至れり。

八年十月地券狀煙草鑑札を印刷したるが、是リーベルスの教授に從ひ獨逸國製の機械に依りて始めて鮮麗なる凸版印刷をなすを得たるものなり。同年十一月始めて鋼鍍銅版の印刷を爲し、九年三月始て六馬力蒸汽機械を設置し從來使用せる旋輪手を廢したり。此時に至る迄全く人力に依りて機械を運轉せしめ居たるなり。十月に至り金祿公債證書を蒸汽力運轉機械により試刷したり。是れ該機に依る貴重品印刷の始とす。

教師リーベルスの指導宜しきを得凸版印刷の技大に進みたるを以て、十年末其雇を解き木村延吉をして其業を繼かしむるに至れり。同年獨逸より購入したる凸版印刷機械は實に五十臺を超過したり。以て技術の進歩と事業の多忙なりしを察すべし。凹版印刷機械も亦同年十九臺を購入し翌年更に大形凹版印刷機械を据附けたり。十二年二月始て凹版印刷法に依り大形にして緻密なるものを印刷することを得たり。同年佛國より壁紙印刷機を購入し十三年圓版を以て打出模樣壁紙の製造を開始し皇居離宮等の裝飾用に供したることあり、且つ歐米へ輸出するに至り又擬革紙を製出し別に蒸汽力に依る機械を以て印刷壁紙をも製出せり。二十三年此業は廢せられて民間に移れり。十三年ブリユック死去す。然も其指導傳習宜しきを得たれば凹版印刷の技も大に進み、爾後田部井薰に凹版印刷を擔當せしめ、更に外人を招聘するの要を見ざるに至りしなり。

斯くて各種の設備も漸を逐うて整ひ、技術も亦從て進み、凸版印刷に在りては二十四年に印紙類は二百面續、切手は四百面續、端書は三十四面續を以て印刷することを得るに至り、二十六年末　明治天皇尊影の印刷に成功したり。尊影は最大なる凹鋼版にして

印刷上最も技術を要するものなりとす。其原版はキヨソネの鐫刀に成れること前掲の如し。

其後の事業發展の一端を擧ぐれば三十四年十一月水壓紙締機械を購入し三十八年三月四色刷輪轉印刷機（オルロフ式と稱す）を購入し、爾來數次凹版輪轉機其他の機械を增設し、內外兌換券其他の證券、切手、印紙の類を敏活に且つ鮮麗に製造銅鋼版石版其他の印刷を行ひ何れも印刷技術の巧緻を示さゞるなし。

尙玆に附記すべきは當局の設計に依り本邦機械工場に於て製作したる凸版印刷機の成功なりとす。凸版印刷機は其構造頗る精巧にして運轉亦甚だ技能を要するものにして、本邦に於て之を製作するものなく久しく歐米に供給を仰ぎしが、當局多年の經驗に則り普く歐米の長短を察し大正六年當局の新設計の下に先づ二臺を製作せしめたるに其成績優良なるを得たるを以て引續き同型のもの七臺を增設し、頓に能率の增進を來たすを得たり。大正九年に至り急速を要する印刷に應ずる爲オフセット印刷機二臺を購入し、續いて更に二臺を增設したり。然も尙今後の擴張に俟つ所多し。

三、活版

始め紙幣寮には活版印刷の設備なかりしが、明治八年九月正院印書局を紙幣寮に屬せしめらるゝに及び活版印刷の事業は起れり。是より先明治五年九月印書局の創設あるや傍ら民間の依頼にも應じたり。而して海軍文部兩省より活字及び印刷機械を繼承し、六年石版銅版の業を始め七年工部省所管の活版所を併せ爾來大に斯業の發達を來たせるものなり。本邦に於る鉛製活字製作の鼻祖として、將た又工部省活版所の前身を造り且つ築地活版所の基を立てし人として、本木昌造の名は活版史上第一に記さるべきものなるが、其詳細を傳ふるは此小冊子の目的とする所にあらざるを以て、溯つて之を記することを略す。

紙幣寮に屬せしめられたる印書局は活版局と改稱し、主として各官廳の機密書公達類を製造することゝし、雇英人バトルソンをして製本の技を傳習せしむ。後年本邦に於ける洋風製本術は殆ど悉く此人に出でざるは莫し。九年始めて汽力機械により諸機械を運轉せしむるを得たり。十四年に至り工場新築成り十五馬力蒸汽機械を備へ事業漸く發展し、十六年五月太政官より官報の印刷を命ぜられ同七月一日始て之を印刷す。十八年八月始て法令全書を印刷す。十九年麹町區紀尾井町に活版科出張場を設け官報印刷に當らしめしが七月に至り右印刷場は內閣官報局へ屬せらるゝ事となれり。

二十二年二月帝國憲法を和英兩文にて印刷し、同三月文部省編纂教科書印刷の爲同省構内に出張所を設け、二十三年該出張所を撤し帝國議會議事堂構内に出張所を新設し、更に十五馬力蒸汽機械、佛國製マリノニー式輪轉印刷機二臺を備へ、二十四年三月官報印刷事業を官報局より繼承したり。二十七年九月臨時帝國議會を廣島に開かれたるにより同所に出張所を設け、僅少の人員と機械とにより善く其職を盡すを得たり。三十年水壓紙締機械を、三十一年五十馬力蒸汽機械及四十馬力蒸汽鑵を購入し三十三年更に九十馬力蒸汽機械、八十馬力蒸汽鑵、其他各種の機械を購入し三十六年米國製マルガンテール式ライノタイプを、三十九年平版長漉紙印刷折疊機を、四十年八十馬力汽鑵を購入し四十四年米國製トムソン式自働活字鑄造機を、大正三年以來數回に米國製ミーエル式二回轉印刷機五臺を購入し常に新設備と改良とに留意し以て日に月に增加する需用に應じ來れり。而して上記諸機械の新式なるものは常に本邦に於ける最初の設備にして、民間斯業の進展を誘導するところ頗る多大なりしは言を俟たず。

大正四年十一月　今上陛下卽位禮御擧行に付京都市に臨時派出所を置き、官報號外其他の印刷に滯滯なからしむるを得たり。

活版部が官報其他各官廳の所要印刷に忙殺さるゝ中に、又別に民間の爲に有益なる印刷を爲し或は頗る浩瀚に亙る印刷を敢てしたるもの少からず、就中帝國大學の編纂に係る大日本史料、大日本古文書、の如きは其最なるものといふべし。曾て明治十六年得能局長の發意により狩谷棭齋の遺著箋註倭名類聚抄を刊行したる如き、學界の常に德とせる所なり。同書は曩に絕版となり居たりしを局内朝陽會は最近縮刷して發行したり。

尙茲に活字鑄造に就いて一言せざる可らざることあり、從來本邦の活字製作方法は先づ黃楊材に手刻したる原字を蠟型に取り、電氣裝置により銅を其凹所に集積せしめ、木材原字と同一の銅字を得て更に電氣裝置により始めて銅字母を作り、之を母型として活字を鑄造したるものなり。當局に於ては明治四十五年以來獨逸及米國より母型彫刻機四臺を購入し、繁雜なる舊式の手續を取らずニッケルと銅との合成金に直接彫刻して母型を得、之に依りて鑄造する事とせり。現在官報印刷に使用する活字の如き此機械によりて鑄造したるものなり。上述の新活字は康熙字典の文字を寫眞により縮寫したるものにして字劃正確書體鮮明なる九ポイント活字なり。此新漢字活字を採用すると同時に假名活字をも改鑄し、漢字に比し十と八との割合に縮め、以て字間の空白を減じ行數の節約を得る事とせり。

第二章　化學工業と製作

一、製肉

印刷の業に於て製版と機械の設備とを得れば直に印肉の必要起る。元來大規模に然も精巧なる印刷事業を目的として設けられたる紙幣寮に於て、精良の印肉製造に想到したるは言ふを俟たざるところなり。

明治五年二月先づ肉製課を寮内に設け各種の印色を製造することを掌らしめ、米人ドクトル、トーマス、アンチセルを聘して其業を傳習せしめたるが、之に依りて始めて精良の朱肉を製し、次で又青綠二種を煉製することを得て、同年中には既に證券印紙用の凹版印刷肉を製出するに至れり。

同課に於ては啻に印刷肉の製煉を研究するに止まらず、是と關聯する各種化學工業に志し、六年には製油業を始め、或は郵便切手用護謨液の製造を改良し、七年には廢肉より色料及艾を還元する法を案じ、或は硫酸鉛及燐酸石灰を製出する等研究の結果を示せり。七年五月には同課の事業を擴張して舍密局と改稱し、肉製、分析、製藥の三部を置くに至れり。

八年更に舍密局の稱を改めて製肉局とし、製肉及試驗の二部を置きたるは、製肉事業を主として傍ら他の化學的研究をなさしむる趣旨に外ならず。同年五月始めて凸版印刷肉を煉製するを得たり、該肉は凹版印刷肉に比して其配合製煉共に頗る困難なりしも、反覆試驗の後遂に成功せるなり。同年紙幣頭得能良介の創意により堅硬なる印肉を製造することを得たり、又アンチセルは紙幣用の安全祕訣藥を案出せり。又印刷師ブリユック及リーベルス二名の考案に本き、印肉用色料藥品に從來の如く研細の工を加へず、直に原料と油とを煉合する法を案じて成功し、又黃鉛、芒硝、硫酸銅、皓礬等の試製を遂げたり。

九年三月アンチセルの雇を解かるゝや特に拜謁仰付けられ勅語を賜はり勳四等に敍せられたり。同年六月日耳曼國よりミル式製肉機三箇を購入す、之を同部に於て機械を使用せる始とす。當時未だ蒸汽機械の設備なきを以て、其運轉は人力に依るの外なかりしも幾もなく新築工場に移轉し諸機械は蒸汽力を以て運轉せしむるを得るに至れり。同年七月製肉局を分つて製肉、製藥、祕訣の三部とし、翌年一月更に局を部とし三部を三科と改めたり。尚九年中に石版師ボラールドに謀り石版印刷肉及石版描寫用クレーヨンの製造法を研究し遂に成功を見たり。

十年一月曩にアンチセルの案出せる安全肉製造法に改善を加へ、十一年には支那製に類似せる一種の押印朱肉を製し、始めて寫眞撮影所を置き且つクローム綠、鎬青テラ

デシエンナ、代赭等の製造を考案し十二年更に支那八寶印肉に近き一種を煉製し煉金印色と稱すること、せり。十三年にはペンキを製造して海軍省及開拓使廳の需用に應ずるに至りたり。

十八年に至り製肉部を改めて製肉科とし、製肉、祕訣、色料の三室を置き、製藥科は抄紙部に轉屬することゝし、同年色料研細の機械を蒸汽力に依りて運轉せしむる設備となし、十九年二月刷版科より漆製煉業を本科に移し、更に色料を一科として分立せしめ二十二年に製肉、色料の二科を刷版課に屬せしめたり。

廿八年御璽用煉金印色を製造し、三十六年十月精良なる紫色レーキを製出し、三十七年遞信省の依賴により郵便物捺印黑色を製し、三十八年精良なる紅色色料を製するを得たり。其後四十二年凹版印刷用黑色色料堅黑を角屑より製造することに成功し引續き葡萄榨滓を燒きて軟黑を製し、大正十年には酸化より成る純黑色顏料を製出したり。

曩に歐洲大戰起りて染料の輸入杜絕するや、當局は自給の策を立て大正四年エオシン(紅色染料)の製造を始めしより引續きアリザリン(赤色染料)バラスカレット(赤色アゾ染料)ビグメントスカレツト(同)ヴォオラミン(紫色染料)等を製造して能く其缺乏を救ふことを得たり。

二、製藥

紙幣寮の當初に於て製肉事業に關聯して製藥の研究にも意を用ひたるは前項に述べたる所の如し。製藥の名を部課に置きたるは七年五月含密局の一部として設けられたるに始まる。時に其名稱は廢せられたることあれども、研究は之を怠らず、十八年二月王子村の製造場裝置成るを以て硫酸、曹達、晒粉に關する事業のみを該所に移して製藥科と稱し、抄紙部に屬せしめ舊製藥科に屬する他の事業は之を色料科と稱することゝしたり。二十三年二月製藥課を宮內省御料局附屬に移せり。是れ御料局佐渡支廳附屬王子硫酸製造所にして今日の關東酸曹株式會社は當時該事業の拂下を受けて之を經營するに至れるものなり。

製肉色料の事業のみ繼續し、製藥事業は廢止せられたれども、其功績は沒すべからず。紙幣寮當初に於ける諸研究中に散見する製藥上の事項は姑く是を措くも各種の廢物若は殘渣より精良の原料を得る考案數種、其他製膠事業の如き、石鹼製造の如き、芒晶、鹽酸、曹達、黑灰、曹達灰製造の如き、其例頗る多し。就中明治八年以降製造方法を攻究し十一年上司に具申し許されざりし硫酸、曹達、晒粉製造の業を十三年十一月開始したるは最も重大なる事業なりとす。該藥品類は製紙業其他印刷局の事業上必要缺く可らざるも

のなるを以て、局長得能良介夙に見る所あり、幾多の困難を排して創始したる事業なりしが、後年に至り御料局へ移したること既記の如し。

三、機械

始め紙幣寮の設けられし頃は未だ機械と稱するに足るものなかりしも、漸く事業整頓し來るに從ひ、各部課設置の器械を管理し且つ製作補修するの要を感じ、九年三月機械部は設けられたり。蒸汽機械をも据附け、同年には早くも煉肉機、紙裁機等の製作を遂ぐるに至れり。十一年七月抄紙機の製作に着手し翌年四月之を据附け直に臨幸を仰ぐを得たる如きは、部員努力の結果たらずんばあらず。而して事業の餘暇には局外の依頼にも應ずる事とし、十三年には東京瓦斯局の鐵管其他を製作し、蒸汽機罐其他の大製作に着手し漸次增大の勢なりしが、十九年に至り一課とすることを廢し、必要の部に修繕場を設け應急修補を專らとすることゝしたり。尚十八年七月本局、王子抄紙部間に專用電話架設の裁可を得其取付をなせり、當時電話使用未だ甚だ稀なりしなり。

三十九年一月に至り印刷部に再び機械課を設けたるは、印刷活版兩部の機關を擴張し電動機を設置し電力に依り機械を運轉せしむるに至りしを以てなり。從て本課は機關及電動機に關することを管掌すると同時に、其修繕をも司ることゝなれり。同三月に米國製百キロワット直結發電機を設備し以て二十五馬力以下十四臺の電動機を運轉せしむるに至れり。

爾來益擴張して汽罐の增設、發電機の增設をはじめ、今や全局印刷活版抄紙三部を通じて五百馬力以下の汽機十六臺、百馬力以下の汽罐二十三個、瓦斯エンジン一臺、電動機三百八十馬力以下一組十六臺、發電機百五十馬力以下九臺の原動機と、蒸氣力に依り運轉するもの百四十四臺三個四組、電力に依るもの四百十二臺七個二組、人力に依るもの三百五臺十七個一組の諸機械とを備ふるに至れり。然も尚時運は益擴張を促がして止まざるの趨勢なり。

第三章　抄紙

紙幣寮の設けらるゝや忽ち其急務たるを感じたるは實に抄紙の事業なりとす。凡そ紙幣用紙の質たる精良にして然も最も僞造し難く、特殊の原料により卓越せる技術を以て製出せられざる可らず。從て是を外國に仰ぎ若は民間に求むべきに非ざるなり。

得能良介の寮頭に任ぜらるゝや此事を力說して遂に廟議の容るゝ所となり明治八年四月紙幣寮に抄紙局を設くるに至れり。同年十月地を王子村に卜して工場の建築を始め翌九年二月落成直に抄紙の試驗に着手せり。當時尚未だ甚だ小規模にして固より

今日の盛況とは同日に論ずべからず。

是より先舊藩札用紙の産地たる越前の岡本、攝津の名塩に漉工を募りたるに、其技に熟せる者男女七名岡本より募に應じて來りしを以て、全國より各種の製紙原料を蒐集して參考となし、初は舊時の鳥之子と同じく雁皮を原料として試驗せしめたるが、雁皮は元野生にして栽培に適せず、爲めに之を蒐集すること頗る困難なるを察し、事に當れる者早くも三椏皮を以て之に代んとの案を立てたり。三椏の製紙原料たるは既に久しけれども、當時は駿河半紙と稱する劣等品を抄出するのみに止まりしが、其製造の方法を改むれば優良の製品を得る事を明にしたるを以て、種々苦心研究の後遂に製紙原料は之を三椏皮とするに決したり。是に於てか直に三椏栽培を民間に奬勵し、其種子或は苗を配布し、且つ其買上を約して宣傳頗る努めたり。山梨縣人近藤喜則幹旋甚だ功ありしといふ。此の如く三椏を以て製紙の主要分と決し之が栽培を天下に勸めたるは、實に卓見にして日本の產業史上に特筆さるべき事項に屬するものなり。

三椏皮を原料とする舊式の紙が優良なるを得ざりしは、其技の拙なりしにも由ると雖も、煮熟に石灰を用ひ、而して之を漂白せざりしこと其主因ならずんば非ず。抄紙局にては之を曹達にて蒸煮し晒粉にて漂白し、更にホーレンダーにて叩解し、然る後樹脂其他の藥劑を調合したる等總て洋式機械的設備と新式化學的處理とにより純白精良なる紙料を造り、又別に改良器具による一種の抄造法を案出し、此等相俟て能く三椏皮の特質を發揮し優品を製出することを得たり。此法によりて紙幣用紙を抄出する傍ら手漉白紙を製出し、弘く海外にも輸出して賞讃を博し需用頗る多額に上るに至れり。世にいふ局紙なるもの卽ち是なり。

維新以來各般の工業新に興るや必ず外人の指導傳習を仰がざる莫し。然るに抄紙局（今の抄紙部）のみは遂に一人も外人をして容喙せしめず、徹頭徹尾邦人の研究と熟達とに依りて其事業を進展せしめたるは又一奇と稱するも可ならん。然も其器具の如き其漉法の如き、海外の夫に比して遜色なく能く我が特徴を守りて巧妙なる漉入の技に熟し遂に獨特の手漉法を組立つるに至れるは、今にして其苦心と勵精とを察すれば徹慕措く能はざらしむるものあるなり。

既記の如く明治九年二月小規模の工場に於て抄紙の試驗に着手したるが、幾くもなく同年四月　明治天皇の臨幸あり、五月には　皇太后皇后の臨御ありたるは、斯業の緊要にして忽にすべからざるを以ての故ならん。十年抄紙局を改めて抄紙部とし、外國より購入せる機械を据附け銀行紙幣用紙其他を抄出し、翌十一年には稻藁を製紙原料とする試驗に成功したり。

在來の日本紙が印刷用に適せざるは其紙質の上よりして既に明白なるが、其製造額

も甚だ少く其價格亦頗る不廉なるを以て、時勢の進歩に伴ひ漸次增加すべき印刷用紙は之を西洋紙若くは洋式の機械により廉價に且多額を製造さるゝものたらざる可らずと爲し、民間に於て洋紙抄造の機運熟し着々其企業を見るに至れるに際し、曩に機械漉を措きて三椏原料の手漉に熱中したる抄紙部は、既に其手漉に成功したるを以て茲に新に藁を原料とする印刷用紙の機械漉事業に着手したり。卽ち機械部に於て最初に組立てたる洋風抄紙機械は頗る短日月に其製作を了り十二年四月には早くも其運轉を開始するに至り、同月　明治天皇の臨幸を仰ぎ更に　皇太后皇后の臨御を仰ぐを得たるは、當時部員の勵精察するに難からざるなり。是に於て抄紙部は三椏を原料とする手漉と藁を原料とする機械漉との二大綱を確立するに至れるなり。

爾來本部の技術研究と事業擴張とは共に怠るところなかりしも、就中十八年に第四號抄紙機を備へたるは、當局大型機械据置の最初として特記すべく、次に三十一年より三年繼續にて成就せる第五號抄紙機の設置、四十一年より同じく三年繼續にて落成したる分工場の建設、大正八年に於ける各工場の改增築を爲し、技手飯田實が同年度に於て二號抄紙機を改作し九年度に於て六號抄紙機の新設に新案を加へたる等は擴張の顯著なるものとす。而して十年度に於ても更に擴張の計畫成り居れり。

是を事業の上より見れば又別に數期に劃するを得べし。卽ち抄紙部の始は小規模に

紙幣用紙の抄造を專らとせる時代にして、次は產業奬勵の目的を以て種々の試驗的製紙に從事したる時期なり。此期に於ては革紙、壁紙、皺紙等の製造少からざるも、後何れも之を廢止したり。次は整理時期にして製紙の種類を減少し、且つ其生產額を民業を壓せざる程度に止まらしむる縮小守成時代なりとす。爾來今日に至るも抄造の大方針は、民間に其供給を仰ぎ難き種類を專らとすれども、然も其需用の累進は延いて事業の擴張を促して止まざるなり。大正七年の官業整理に際し分工場（郵便葉書用紙製造）を民業に移したるを以て生產額一時激減したるも、爾來再び其額の增大を來せる事頗る急なりとす。

現在に於ける抄紙部の製造品の消費先を擧ぐれば、是を大別して局內卽ち印刷部活版部に要するもの、及び局外に供給するもの、二とすべし。前者は兌換券、諸證券、辭令、印紙、切手其他の特殊なる用紙及び官報用紙等、後者は兌換券、諸證券用紙（朝鮮銀行勸業債券の如き）、官內省の御用紙、陸地測量部の地圖用紙、遞信省の電報現字紙、辭令用紙等なりとす。凸凹入は勅令により局外にて抄造することを禁ぜられ居るも其他は民間に於て抄造するを妨げざるに拘らず、多く當部の抄造に待つは、品質の優良なると供給の便利なると及び價格の低廉なるとを以てなり。

抄紙部が民間の產業に意を注げることの一班は曩に記したるが、尙民間製紙業者の特志なるものに對し傳習したる處頗る多し。又當部の技術員を地方に派遣して民業視

察の傍之が指導に力めたること一再なりとせず、此の如きは陰に我が産業界に大なる貢獻を及ぼしたるものといふべし。

尚抄紙部と深き關係を有する製藥事業に就いては、既に本編第二章に述べたるを以て茲に贅せず。

第四章　官報

官報事務の當局に於て處理せらるゝに至りたるは明治三十一年十一月のことにして、其發刊は實に明治十六年に創まるなり。乃ち溯つて茲に其沿革を略述すべし。

明治十五年三月太政官中に別局を置き官報發刊の準備に着手し、翌十六年五月文書局を設け官報發行に伴ふ諸規程竝に職制を定められ、同年七月二日を以て其第一號を發刊したり。官報掲載の事項は詔勅、賞勳、敍任、辭令、達、告示、官廳廣告、雜件（行幸啓、官廳何指令軍艦出入其他）外報、廣告等とし、各官廳に報告主任を置き掲載すべき書類を取纏むること、印刷局にて印刷せしめ驛遞局に發賣せしむること、購讀義務のこと等も制定せられたり。斯くて太政官權大書記官平田東助を文書局長とし、文案、翻譯、庶務、記錄の四課に分つて處務を規定したり。參議山縣有朋之が監督たり。

爾來職制及處務規程は數次の改正を見、十八年法令全書發刊のことあり、同年文書局廢せられて官報局を置き內閣に屬し、內務少書記官靑木貞三を局長に高橋健三を同次長に任じたり。同時に官報印刷場を麹町區紀尾井町に設け官報印刷兩局に屬することとし、又布告布達は官報に登載するを以て公式と定めたり。

十九年六月局長靑木貞三官を罷む此年始めてエヂソン發電機を設置せしが、東京に於ける最初の電燈にして後年之を抄紙部に移して使用したり。同年官報發賣事務を驛遞局より官報局に移し、官報印刷場を同局專屬とし、法令全書及び職員錄を官報附錄とす。二十一年二月內閣記錄局長會禰荒助局長を兼ね同年十月兼官を罷め二十二年三月高橋健三局長に任じ二十三年其外遊の間記錄局長牧野伸顯局長を兼任し、二十四年四月官報の印刷事業を印刷局に移す。二十五年高橋健三官を罷め奧田義人局長に任ず。二十七年法令全書及び職員錄を官報附錄とすることを廢し定價を以て販賣することゝしたり。二十八年六月局長奧田義人衆議院書記官長に轉任し河上房申局長に任ず、三十一年十月官報局廢せられて其事務を印刷局に移したり。

三十一年十一月印刷局に官報部を設け第一、第二の兩課を置く、第一課に於ては官報、法令全書及職員錄編纂の事務を執り、第二課に於ては其發賣發送の事務を執らしむ。後第一課を編輯課第二課を發賣課と改む。大正四年十一月京都に於て卽位禮御擧行に付き同市に臨時派出所を置き官報號外其他の印刷發行に從事したり。五年四月官報法令

全書職員錄は總て當局に於て直接發賣することゝし、從來設置しありし地方官報販賣所を廢止したり。八年一月從來二段組なりし官報を三段組に改め新鑄九ポイント活字を使用し、以て大に紙面の節約と印刷の鮮明とを圖り、日に月に增大堆積する記載事項の停滯を防ぐを得たり、同年四月に至り廣告欄を擴張し從來官廳に關する事項其他特種のものに限り揭載せしを改めて學術技藝發明特許實用新案產業奬勵等に關する事項に限り一般廣告揭載の依賴に應ずることゝし、其利用者頗る多數なるに至れり。九年一月始めて職員錄追錄を發行したり、爾後逐次發行して次期の本錄發行迄の異動を知るに便ならしめたり。十年一月官報法令全書職員錄等の販賣制度を改め全國に五十五の販賣所を設置し販賣竝配達を取扱はしむることゝしたり。

第五章　發明研究と養成事業

一、研究所及局員の研究成績

當局創始時代に於ては學理に技術に之を歐米に學ばざるを得ざるもの多く、幾多の外人を聘して其傳習を受けしことは曩に之を述べたり。然るに數年ならずして其學に通じ其技に達する者輩出し、遂に全く外人の教を俟つを要せざるに至れるのみならず。優秀の技を內外に認められて當局の今日あるは、一に局內上下心を同うし力を協せて研鑽努力せるに因らずんばあらず。而して各部各員相競ひて其業に勵み許多の改良と新案とを得て便益を起せるは、其間自ら輕重難易の差は在りといへども、皆均しく當局の任務に貢獻せるものにして、錄して之を記すするに足らざるは莫し。

然るに業務上有益なる發明改良に關して之を表彰するに一定の規程無かりしを以て、明治四十二年三月、賞狀附與規程を定め以て一層鼓舞奬勵の實を擧ぐる事とせり。同月更に研究所を設け其第一部を印刷部に第二部を活版部に第三部を抄紙部に置き、技術改良進步の方法を研究實驗し每年其結果を報告せしむる事とし、以て各員の努力を促せり。

創始以來の發明改良は記錄に存する項目頗る夥多にして悉く之を紹介するは本書の能くするところにあらず。今僅に其主なる一部を左に錄す。

(イ)　印刷部　彫刻、刷版、製肉筆

明治十二年十一月、技生吉鋪隆與版面彫刻用ゼラチーヌ紙の製造法を考案し遂に精良なるものを得たり。

同十三年六月、電胎科長淺野修造の創意により同科に於て金鍍、白金鍍の業を試驗し遂に成功せり。

同十六年十二月、彫刻部長佐田清次の創意に基き電胎科に於て陶器或は竹木類に電

綫を施すの工夫をなし好結果を得たり。

同二十九年十二月、工手成瀬常一銅版用腐蝕藥の方法を改善し、工生木戸小太郎及職工金澤峰太郎は米國式鋼版轉寫法を研究し各々成功せり。

同三十三年九月、工手貴島政藏彩紋版の製造に新案を加へ陰彩紋をも製出するを得たり。

同三十五年一月、工手松井右金吾石版轉寫紙の製法を改善し得たり。

同四十年十二月、工手市來崎秀一四色刷印刷機使用に際し用紙の四端を切斷し、及其の二端へ針點を附する裝置、並版面磨滅の豫防金具を設くる事を考案す。

同四十二年九月、工手中村市太郎同佐藤半二は凹版印刷に用ふる印肉用繪具堅黑が從來海外の供給に待ちしを研究の結果適當なるものを製出し得たり。

同年工手大田正男は同永井膽一を助手とし完全なる電鋼版を製造したり。右は本邦未だ之を製出するもの無かりしなり。

同年工手貴島政藏同北條與吉職工近藤福次郎は輪轉印刷機用葉書版面の一部に改良を加へ又普通の打拔器を利用し版面の銳孔の開鑿及周圍の截斷を容易ならしめたり。

同四十四年、工手北條與吉、職工近藤福次郎、長谷川新七、兼松金吾、小川助治、若林貢次郎、櫻井省三、吉村午彥、中村清次郎は兌換券記號番號を從來手刷にて各別に刷入せしを動力運轉に依り記番號を同時に印刷し、且つ電氣加熱に依りて直に乾燥するの裝置を施したる機械を案出し、之を實地に應用して大に作業上の便益を起せり。

大正元年、切手及印紙類の粘着料として塗布するアラビヤゴム中に微量の單仁を含む時は吸濕著しく且つ粘着力乏しきを發見し其撰定方法を定めたり。

同年針葉樹材製の箱に納めたる印刷物の印色か漸次融解軟化する原因を研究して、同材に含むセキステルペンの印肉中のリノキシンを溶解する力大なることを知り完全なる防止法を研究したり。

同二年、工手市來崎秀一は證券類番號數字の變改を豫防する爲、紙の表裏兩面より同位置に番號を印刷する方法を案し好結果を得たり。

同三年、葉書印刷用輪轉機に案內ロールを增加し長捲紙の張弛を防ぎたる結果損紙を減じ且つ版面の据付を容易ならしめたり。

同年、兌換銀行券用第二第三兩原版の製作法を改良し實用版製作上大に時間と勞力とを省くを得たり。

同四年、工手市來崎秀一、大川要之助、職工中里榮次郎は葉書印刷用輪轉機の一方に斷截器を裝置し、長捲紙が左右に振動して曲刷を生することなからしめ大に損紙を減じ

以て該機の不備を完全に改良せり。

同年、技手秋山喜久次、職工山田正次郎、稻垣喜一、大崎正作は戰前獨逸に輸入を仰ぎしエオシンの合成を研究し實際の製造を行ふに至れり。

同五年、凹原版用白拔彩紋は從來種々の順序を經て作成せしも米國式直刻轉寫法を研究して最も鮮明に彩紋を表すことを得たり。

同年、豫て研究中なりしアリザリンの製造法好成績を得たるに依り實際の製造に着手せり。

同年、凹版印刷に使用せる長拭布を洗滌せる液より印肉糟を採集し色料製造の材料とすることを研究し好結果を得たり。

同六年、彩紋若は模樣の周圍全面に渉り彫刻機にて地紋彫刻のものは總て數回の順序を經て作成せしも寫眞凸版に依り製版するを得て大に便益を增せり。

同年、印刷物の截面を顯微鏡的に檢査してインキの滲透度、紙纖維と着色との關係其他を解決することを得たり。

同年、葡萄榨滓より軟黑を製する研究に成功し大規模の製造を行ふ。

同年、染料缺乏を補ふ爲ビグメント、スカレット3B及パラトーナー代用品の試製に成功せり。

同七年、寫眞應用の凸版は簡易なる圖に限られたるを緻密なる肖像、唐草、割物莫樣等の元圖を悉く線にて描出したる廓大圖より製版を試み好結果を得たり。

同年、レリーフ彫刻を地紋版に應用することを案出し他の機械にて彫刻したるものを形版とし更にレリーフ彫刻機により陰陽線を表すことに成功せり。

同八年、曩にビグメントスカレット3Bの試驗的製法に成功したるを技師坂井規矩一郎改良を施し大規模に製造するを得るに至れり。

同年、小額紙幣記號印刷用として括弧と數字とを組合せたる一塊の連續活字を要求通り鑄造する方法に成功し過誤を防ぐを得たり。

(ロ) 活版部

明治二十年、室長小山初太郎の創意により工生田永彦太郎花紋中に文字を現したる活版を製造したり。又工生田永彦太郎連鑄活字の製造法を考案したり。

同二十六年五月、工手田永彦太郎細密なる縱橫線を畫したる版面の木型を改め、機械力に依り鉛版に畫線し原型を製することを案出せり。

同三十一年二月、工手戶谷万喜三郎輪轉印刷機の印刷法を改良せり。

同三十九年十二月、職工森德二郎謨謨塗抹機の使用法を改め又切符印刷に要する版面の組合せ方を改善せり。超て四十五年六月に至り工生舘野藤次郎は前記森德二郎と

共に護謨塗抹機の護謨ロールに改良を加へ大に時間と勞力とを省くを得たり。

同四十四年、ニッケル電胎版は銅電胎版に比し數倍の耐久力を有し且つ錆を防ぐを認め研究の結果蠟型上にニッケル電胎を行ひ容易に製造し得るに至れり。

同年、豫て研究中なりし鉛版上にニッケル鍍金を施すことに成功したり。此版は五分間ニッケル鍍金を施せば普通の鉛版に比し七乃至十倍の印刷に堪ふることを實證し得たり。

大正元年、職工目黒勇は電胎版原版として手工蠟型を考案し大に時間と勞力とを省くを得たり。

同三年、ヂユプレッキス印刷機に一部の改造を施し表裏の印刷に喰違ひの生ずるを防ぎ書籍の印刷に適するに至らしめたり。

同四年、工生小山博職工黒川重雄はライノタイプの母型中頻繁に使用せざるものゝパイボックス中に落下混同せしを落下の順序に排列せしめ且母型の損傷を防ぎ採取を容易ならしめたり。

同年、職工笠井德一は活字鑄造機に新案を施し個々密着する活字を自働的に分離排列することを得たり。

同五年、護謨塗抹機にて幅狹き塗抹を施す際に普通のゴムロールを使用しシリンドルへ横長に塗布すべき必要の部のみを高くし其部分のみロールに接觸する考案をなし便益を得たり。

同七年、護謨塗抹紙の不平均なる乾燥による種々の不便を防がん爲護謨塗抹と同時に紙の左右兩端に水を塗布し紙面の乾燥を均一ならしめ手數と損紙の量とを輕減することを得たり。

同八年、書籍製本に際し一冊毎に脊張となし來りしを、豫め皮裏へバンドを貼りたる爲手數を除き得たり。

同九年、技師安延郁太郎は護謨塗抹機の改良を企て機械の運轉を中止せずして切手印紙類に護謨を塗布することを考案せり。

(ハ) 抄紙部

明治十一年五月、革紙の試製に成功し製造を開始したり。

同年七月、抄紙原料三椏皮の精選方法を改良し得たり。

同十三年二月、壁紙用紙及皿敷紙製造に成功したり。

同十九年十月、工生築山鏘太郎抄紙原料三椏精選方法を改善したり。

同年十一月、技手沼井利隆は從來本邦に於て製造し得ざりし卷烟草用紙の製造を試驗し遂に適當のものを抄出するを得たり。

同二十二年六月、技手坂元鄭二、工手山田藤左エ門有價紙用紙に特殊の漉込を施すことを考案せり。

同三十一年十二月、工手井上豊高、一種の抄紙漉込方法を考案せり。

同三十八年八月、技師佐伯勝太郎は從來河流に放棄せし原料蒸解排液より再び苛性曹達を回收する方法を發明し經費の大なる節約を得たり。

同四十年十二月、職工齋藤仁助旋盤に正確なる球形を仕上得る裝置を施すことを考案し機械修繕に便益を起せり。

同四十二年五月、工生木澤禎一、一種の合金を用ひて手漉紙漉入模型を迅速輕便に網面に取附くることを考案したり。

同年六月、工師中村恒セルライス(纖維素水和物)に就て研究せり。

同四十四年、工生片倉健四郎は研究の結果稻藁の蒸煮に硫化曹達を使用することの適當ならざるを確めたり。

大正元年、工生岡田知造は紙面粗滑度を正確に測知する方法を研究し良好なる檢定器を作製するを得たり。

同年、工手櫻井進一は用水濾過に使用する砂の洗滌方を改良し大に用水と勞力とを省くを得たり。

同年、工師中村恒偏光顯微鏡により各種纖維の光學的偏光性に就て研究せり。

同二年、製紙光澤機の組立を改良し以てベアリングの位置の偏倚するを防ぎ又光澤を強からしめたり。

同三年、技手山下潤藏紙料粘狀度測定の方法を攻究し一種の粘度測定器を案出し實用に適するを認めたり。

同年、漂白及調合用紙料調製機の回轉ロールの代用として特式螺旋狀推進機を案出し之を實地に應用したり。

同四年、郵便切手帳に挿入すべき模造パラフキン紙の研究をなし之を製出するに至れり。

同年、技手片倉健四郎寫眞原紙の製造に付種々の原料及塗抹劑其他の攻究を爲し略其目的を達するを得たり。

同五年、露國政府依頼の羅紙は本邦にて曾て製造を試みたることなき特殊のものなるを以て原料の選定配合、紙料の叩解、抄造の操作に就て攻究し抄紙機に特殊の裝置を加へ遂に所要條件の紙質を製出するを得たり。

同年、技師中村恒ビリター式電解曹達法を稍大規模に實驗せしに本部現在の設備によりては必ずしも將來採算上有益なるべきを豫測し難きことを確め得たり。

同六年、捲取機に考案を回し現字紙の斷裁を機械作業となすことを得たり。
同年、小額紙幣用紙に膠のエンヂンサイズを施すことを研究して之を實施し其强度及耐揉度を增加し得たり。
同八年、小額紙幣用紙に醋酸纖維素溶液を塗布し其强度、耐折度に就き試驗したるに其効果小なるを認めたり。
同年、纖維素のギスコース化成法及得たるギスコースの性質と應用に就て研究せり。
同九年、技師山下潤藏、技手飯田實、工生中島今吉、同島村七藏は新に機械漉地圖用紙の仕上乾燥法を案出して品質を改善し手漉地圖用紙の代品を製出し得たり。
同年、工生田中欽五郎同高城吉藏葉斷截機に特殊の裝置を考案し粗大なる斷片を自働的に戻給するを得大に作業を平易ならしむるを得たり。
同年、工手鹿倉直之進工生木村龍三葉斷截用彎曲庖丁を自働的に研磨すべき機械を考案製作し得たり。

二、養成事業の各種

(イ)銀行學局　明治五年八月紙幣寮に銀行課を置き國立銀行に關する事務を管掌することゝしたるも、當時世人洽く銀行事業の本旨を理解するに至らず、營業當事者にして尙且其運用の大義に明ならざるありて、前途頗る憂ふべきものあり。得能良介七年一月を以て紙幣頭に任ぜらるゝや深く之を慨とし銳意其發達と普及とを圖り、執務者養成の急なるを感し同年五月銀行課に學局を設け講習生を募り銀行に關する事務を講究せしめ、傍ら銀行學經濟學に關する書籍の翻譯を命し續々之を刊行することゝせり。又同學局は九年七月に至り之を廢したれども同局より出でゝ後各大銀行の要路に立ちし者頗る多し。

(ロ)學場　明治九年九月工場に幼年技生を置き工業を練習せしむることゝしたるが、得能局長は其若干名を更に工學寮に託し圖書數學究理學を修業せしめ以て學術的基礎を與ふることゝせり。然れども外人技師の聘を解き全く邦人の手によりて愈益精巧なる技術を成さんには少年技生の教育より急なるはなしとし、十年二月本寮に幼年教場を設け、各工場の幼年技生中十五歲以上二十歲以下にして有爲の材なりと認めらるるもの十名を限り入學研鑽せしむることゝし、製肉部技師岸本一郎をして專ら其教育を司らしめたり。

學場の生徒たる技生には七圓乃至十二圓の月俸を給し、六ヶ月を一期とし四期二ヶ年にて卒業の課程とし、學課は數學(算術幾何代數)、英語、漢文、理化學、經濟學にして工作局美術學校へも通學するものは同校にて圖書を學ばしめたり。幾くもなく寮內に寄宿舍を設け

生徒を收容し極めて嚴格に之を監督し以て萬一の過誤なからんことを期せり。其舍則の中に、外出の節は必ず父母又は家兄等の安否を問ふべし、といふ一項あるが如き局長が少年指導に意を用ふる厚かりしを窺ふに足る。上述の技生は工場に勞役せず專ら學術研究に身を委ねたる官給養成員とも稱すべきものなるが、各工場の勞役に服する幼年男女工の全部に對しても亦教育の忽にし難きものあるを以て、十一年四月に至り幼年工教場を設けたり。其生徒は半日を作業に半日を學課に宛てしめ兩班に分ちて午前午後交代せしむる制を取り、男生には讀書數學習字、女生には更に裁縫をも加へ課したり。是に於て各學場を統一して調度課に屬せしめ幼年學場と稱し之を幼年技生、幼年男工、幼年女工の三學場に區分し各教員學監の分任を定めたり。爾後諸規程及學課の選擇に就き異動ありしが、十三年三月に至り丁年以上の職工の爲めに學場夜學部を開き通學の便を開きたり。斯くて多數の技生を得業せしめ、且つ夥しき男女工をして勞役の傍普通學をも修むるを得しめ、以て其品性の陶冶に資するところ深かりし學場は、明治二十三年其閉鎖の已むなきに至りたり。

(ハ)學術教習所　大正九年八月研究所の附屬として學術教習所を設立したり、是より先明治四十三年當局事業の進歩に資せんが爲、從事者に專門學科を修得せしむる必要を認め教習所を設け、修業年限を豫科本科各一年とし、本務の餘暇に學習せしめ大正六年までに數回の卒業生を出し良好なる結果を得たり、是れ現在の學術教習所の前身なり、然るに時勢の進歩に伴ひ益其必要を認めたるに依り、其程度を上進して教習せんことを企劃し組織を新にし印刷、製紙の二部を置き、前者は本局に後者は抄紙部内に教室を設備し九月授業を開始したものなり。其生徒は現に工員として本局の業務に從事せるものより試驗を經て選拔し、就業の傍ら學習せしむるものにて、希望により民間同業者の子弟に對しても委託生として入學を許すことゝせり。左に規程中の數項を拔萃す。

印刷局研究所附屬學術教習所規程

第一條　本教習所ハ勞働ニ從事シナカラ修學セシムルヲ以テ其主義トス

第二條　本教習所ハ前條ノ主義ニ基キ印刷又ハ製紙作業ニ從事スル者ニ對シ高等工業學校程度ニ依リ印刷及製紙ニ必要ナル學術ヲ教授スルヲ以テ目的トス

第八條　各學部ヲ本科豫科ノ二科ニ分チ別ニ選科ヲ置ク

第十二條　各科ノ修學期間ハ二學年トス

第十八條　本教習所ニ入學ヲ許スハ局員ニシテ左記各項ノ資格ヲ有スル者トス

一　品行方正意志堅固身體强健ニシテ所屬部課長ノ推薦ヲ受ケタルコト

二　本科入學者ハ豫科修了者又ハ入學試驗(中學四年修了程度)ニ合格シタルモノナルコト

三　豫科入學者ハ年齢十四歳以上ニシテ入學試驗（中學二年修了或ハ高等小學修了程度）ニ合格シタルモノナルコト

局員ノ子弟及局外ノ者ニシテ印刷又ハ製紙工場ニ現ニ就職セル者ニシテ其工場主ノ推薦アルトキハ前項ノ資格ヲ認メ委託生トシテ入學ヲ許スコトアルヘシ

第二十條　生徒ニハ授業料ヲ徵收セス

委託生ニ對シテハ教習費トシテ本科ハ毎月五圓豫科ハ毎月三圓ヲ徵收ス但シ局員ノ子弟ニハ詮議ノ上教習費ヲ半減シ又ハ免除スルコトヲ得

第三編　事業に伴ふ榮譽

第一章　行幸啓と各皇族台臨

明治天皇が維新の大業を完うし萬機を親裁あらせらるゝ傍、常に意を殖產工業の上に注がせらるゝこと深かりしは國民の決して忘れざるところなり。當局の如きも創始日淺く事業甚微々たりし際にも拘らず、將來の民間興業に及ぼす影響の重且大なるを想はせられ、龍駕を枉げさせられし事一回ならず、親しく工場の作業を覽はして優渥なる御沙汰を賜ひしは、今尚當局員一同の感激措く能はざるところなりとす。

明治八年紙幣寮に抄紙局を設け王子村に其工場を建築し九年二月其落成を告るや、四月十四日　明治天皇行幸ありて工場に臨ませられ、本邦固有の方法に依る手漉製紙業の天覽あり。同五月二日に至り英照皇太后、皇后（昭憲皇太后）行啓あり、同じく作業を御覽ぜられたり。創業の際始ど假小屋とも稱すべき工場に行幸啓を仰ぎたるは抄紙部が特に其光榮を誇るところなるが、同十二年に至り四月九日始めて第一號抄紙機の運轉を見るや翌十日　明治天皇再び行幸あらせられ、同十八日英照皇太后、皇后（昭憲皇太后）行啓あらせられ、親しく其作業を御覽ぜられたるは、實に無上の光榮といふべく、抄紙部の今日ある亦此天恩に因由するところなくんばあらず。

本局（印刷部、活版部）に於ては明治十年十一月十七日を以て行幸を仰ぎたり。當日午前九時臨御午前より午後に亙り各工場御通覽あり、各奏任官及雇キヨソネに拜謁を賜はり局長には左の勅語を賜へり。

諸員に率先日夜力を製造事業に盡せり今此場に臨み親く其成功を觀る甚た滿足す

得能局長は其忠誠天に通ずるの感ありしならん。超て同月二十八日英照皇太后、皇后（昭憲皇太后）行啓あり。同じく午前より午後に亙りて工場御通覽ありたり。其際特に女工總取締宮尾梅に拜謁を賜へることは既に述べたるところなり。

其後本局にては大正二年五月八日伏見宮華頂宮久邇宮各王子殿下の御成あり、同五年六月三日高松宮宣仁親王殿下山階宮伏見宮各王子殿下の御成あり、同六年四月九日皇太子殿下の行啓あり、同七年三月十二日山階宮安子女王、梨本宮方子女王兩殿下の御成あり、八年三月還羅國皇弟の台臨あり十年五月二十五日伏見宮博恭王殿下の御成ありたり。又抄紙部には明治十七年十月二十六日宮内省御用掛龜井玆明御内旨に依り臨場あり、先年臨幸以後工業進歩の景況を詳細視察したり。同二十九年五月十日　今上陛下未だ東宮に在しゝ比行啓あり、具さに作業台覽ありしが、四十年七月三十日北白川宮成久王殿下成らせられ、四十一年十一月二十三日迪宮淳宮光宮三親王殿下台臨あり、大正元年十一月四日華頂宮博忠王伏見宮山階宮久邇宮各王子殿下成らせられ、同三年十月二十九日には久邇宮良子女王殿下、同年十一月二十一日には高松宮宣仁親王山階宮萩麿王兩殿下成らせられたり。皇室に於せられて常に斯業に御心を寄せらるゝことの厚きは局員一同が深く感佩せるところなり。

第二章　博覽會出品成績

當局創始以來各員奮勵努力一意技術の發達と事業の進展とに竭せること既に述べたるところの如し。而して歐米の新技術を傳習して幾くならざるに早くも其技を海外に示すに至れるは、今にして之を想へば未だ甚だ幼稚なるものありたるべきも、其勇往邁進の意氣や壯なりといはざるべからず。

當局が其製品を外國の博覽會に出品したるは實に明治九年米國フイラデルフイヤ萬國博覽會を以て嚆矢とす。然も其出品の多くは未だ外人技術師の教を受けざる際の製品に屬す。然るに其出品中秩祿公債證書、煙草鑑札、同印紙等の版面は翌十年に至り賞狀を受け其意氣は酬いられたり。爾來歐米の博覽會に出品すること十五回に及び數次賞牌賞狀を受領して弘く其技を認められ、又其間本邦に於ける勸業博覽會其他に出品して民間事業の進運を促せること鮮少なりとせず。今海外博覽會に於ける受賞の數を

擧ぐれば左の如し。

明治十二年濠洲シドニー萬國博覽會に出品したる活字に賞狀、色料、膠に賞牌、賞狀、厚薄二種抄造紙、電信用紙に賞牌賞狀を受領せり。

同十五年濠洲メルボルン萬國博覽會より貨幣精圖、インキ繪具類、紙類に對し各賞狀を受領せり。

同十六年和蘭アムステルダム大博覽會より抄紙に對し賞狀を受領せり。

同十八年英國萬國發明品博覽會へ出品したる抄紙に對し名譽賞狀を受領せり。

同二十年英國ロンドン萬國衛生博覽會より革紙に對し名譽賞狀を受領せり。

同二十二年佛國パリ萬國博覽會より抄紙に對し銅牌を受領せり。

同二十四年西班牙バルスローヌ博覽會より朱と抄紙とに對し各金牌を受領せり。

同二十七年米國コロンバス萬國博覽會より抄紙に對し賞牌賞狀を受領し、抄造者技手國谷誠之助同寺師正吉工手山田藤左衛門同井上豊高女工取締田中スエの五名も亦賞狀を得たり。

同三十七年米國セントルイス萬國博覽會より抄紙に對しグランドプライズ賞狀を受領せり。

同四十三年英國ロンドン日英博覽會に出品したる紙幣兌換券、濾入紙其他の抄紙、木版用具、活字類等の各標本に對し記念章を受領せり。

同年獨逸ドレスデン萬國衛生博覽會に出品して印刷局共濟組合組織に關する書冊（獨文）同成績圖表に對し記念賞牌を受領したり。

其後歐洲大戰勃發して久しく此種の榮譽を獲るの機會なかりしも、戰時中英佛露の公債を本邦にて引き受けたる際、其證書は用紙製版印刷一切を擧げて當局に委ねたるに徹しても當局が列強政府の確實なる信用を博せるを察し得べし。而して最近の進歩と熟練とは戰後の歐米に多大の賞讃を博するに至るべきを信して疑はず。當局の光榮や大なりといふべく責任や重しといふべし。

諸表

略年表

明治四年	大藏省中に紙幣司を置く	紙幣寮と改む　澁澤榮一紙幣頭を兼ぬ
五年	本寮類燒神田橋内へ移る	銀行課を置く　芳川顯正紙幣頭となる
	支寮を大阪に置く	
六年	印刷場を寮内に置く	公債證書の事務を國債寮に移す
七年	得能良介紙幣頭となる	始て女工を置く
八年	抄紙局を置く	印書局を本寮に屬せしめ活版局と改む　大阪支寮を廢す　キヨソネを聘す
九年	印刷抄紙兩工場落成す	天皇皇太后皇后抄紙部行幸啓　局長以下の月給を日給に改む　職員徵兵免役の允許あり
十年	紙幣局となる	天皇皇太后皇后本局行幸啓　銀行課を大藏省に紙幣交換の事務を出納局に移す　大日本貨幣史、貨幣精圖編纂成る
十一年	印刷局と改む	運轉資本額を定む
十二年	機械抄紙を創む	天皇皇太后皇后抄紙部行幸啓　煉金印色成功す

明治十三年　製藥科にて硫酸曹達晒粉製造の業を創む　壁紙製造の業を創む
十四年　活版部工場落成す　定額金を廢し營業費支辨とす　判任官以下日給雇となる　紙幣用紙に始て漉入を施す
十五年　國華餘芳古器物圖成る
十六年　作業益金を積金となす特許を得　陸海軍資に拾五萬圓を獻金す
得能局長卒去　始て官報を印刷す
十七年　一川研三印刷局事務長となる　天皇宮内官を派して抄紙部を視察せしめらる、後毎年數回派遣せしめられ暫く恆例となり居たり
十八年　職制を改め課科長以上を本官とす
十九年　官制を改め技術官、屬を置く　官報印刷場を内閣官報局に屬す
積金を運轉資本に充つ
二十年　彫刻業者を全國に募る
二十一年　一川事務長卒去　得能通昌事務長に任す
二十二年　教科書印刷の爲文部省内に出張所を置く
二十三年　製藥事業を御料局に移す　運轉資本增額　雇員の日給を月給に改む　文部省内出張所を撤す　帝國議會議事堂内に出張所を置く
二十四年　壁紙事業を止む
二十五年　官報局より官報印刷を繼承す　キヨソネの雇を解く
二十七年　廣島市に開かれたる臨時議會に出張印刷に從事す　劇震あり煙突破損一週間休業
二十八年　前年以降軍事公債の製造等多忙を極む
二十九年　皇太子殿下抄紙部台臨
三十一年　當局經費總て作業費支辨となる　官制改正當局を内閣總理大臣の管理に屬し官報局の事務を併す
三十二年　工場を擴張す
三十三年　運轉資本增額　大日本史料大日本古文書の印刷に着手す
三十四年　朝陽閣字鑑成る
三十八年　軍用切符其他の製造多忙を極む
三十九年　機械課を設く

明治四十年　得能通昌官を罷め山中政亮局長となる　山中局長卒去　神野勝之助局長となる

四十二年　發明改良に關する賞狀附與規程を定む　研究所を置く　共濟組合成る

四十三年　抄紙部分工場落成

四十四年　運轉資本增額

大正元年　七月改元

三年　神野勝之助理財局長に轉し佃一誠局長となる

四年　卽位の大禮京都に於て行はるるに付同地に出張官報號外を發行す

職工慰安會を創む　表彰規程を定む

五年　抄紙部分工場を拂下ぐ　官報を直賣とす

六年　皇太子殿下當局台臨　佃一誠官を罷め池田敬八局長となる　小額紙幣を製造す

七年　本局廳舍を改築す

八年　官報に一般廣告を掲載す　官報に新鑄活字を用ふ　官報の二段組を改めて三段組とし其他體裁に改正を加ふる處あり

九年　職工の名義を工員とし出入に際して施し來りたる裸體檢査を廢止す　學術教習所を開く　共濟組合規則を改正し年金制度を創む

十年　內地道各府縣に官報販賣所を置く　運轉資本金を百萬圓に增加

分課並職員

（大正十年七月一日現在）

- 印刷局
  - 局長 池田敬八
    - 監理課 長 屬 平井長次郎
    - 經理部 長 書記官 井上健彥
      - 庶務課 長 屬 筒井正彥
      - 會計課 長 屬 今井勝太郎
      - 調度課 長 屬 小原要三郎
      - 營繕課 長 技手 大澤政次郎
    - 官報部 長（兼） 井上健彥
      - 編輯課 長 屬 萩原八十吉
      - 發賣課 長 屬 小泉三男松
    - 印刷部 長 技師 矢野道也
      - 彫刻課 長 技師 大山助一
        - 第一室 長 技師 鴨下友次郎
        - 第二室 長 技手 大田正男
      - 刷版課 長 技師 坂井規矩一郎
        - 第一室 長 技手 齋藤鉞次郎
        - 第二室 長 工師 三宅鉚吉郎
        - 第三室 長 工師 市來崎秀一
        - 第四室 長 技手 大江省三
      - 製肉課 長（兼） 矢野道也
        - 第一室 長 技手 成田悌五郎
        - 第二室長心得技手 清山秀雄
      - 調査課 長 技手 廣田力松
        - 第一室 長 工師 村上光謀
        - 第二室 長 工師 大川要之助
        - 第三室 長 屬 太田八十二
      - 機械課 長（兼） 安延郁太郎
      - 整理課 長 屬 菅谷寅四郎
    - 活版部 長 技師 小山初太郎
      - 活版課 長 技師 安延郁太郎
        - 第一室 長 工師 吉岡好夫
        - 第二室 長 工師 榎本親善
        - 第三室 長 技手 內田正信
      - 校正課 長（兼） 安延郁太郎
      - 整理課 長 技手 富田重藏
    - 抄紙部 長 技師 佐伯勝太郎
      - 抄紙課 長 技師 山下潤藏
        - 第一室 長 技手 片倉健四郎
        - 第二室 長 工師 中村芳五郎
        - 第三室 長 工師 田中虎雄
        - 第四室 長 技師 村井操
        - 第五室 長 技手 田村正秀
        - 第六室 長 技手 飯田實
      - 整理課 長 技手 中野鑑三郎
    - 研究所 長（兼） 佐伯勝太郎
      - 第一部 長（兼） 矢野道也
      - 第二部 長（兼） 小山初太郎
      - 第三部 長（兼） 佐伯勝太郎
      - 學術教習所長（兼） 佐伯勝太郎
        - 印刷學部 長（兼） 矢野道也
        - 製紙學部 長（兼） 佐伯勝太郎

勅任官	局長	一名	
	技師	一名	
勅任官待遇		三名	
奏任官		六名	
奏任官待遇		二名	
判任官		六十五名	
計		五千五百一名	
雇員	男	四百八十八名	
	女	百十六名	
工員	男	二千三百三十七名	
	女	二千三百二十四名	
準工員		四十四名	
給仕小使其他		百十四名	

五年以上在勤者

（大正十年三月末日現在）

	高等官	判任官	雇	工員	給仕小使其他	計
五年以上	—	一	二五	二〇二	七	二三五
七年以上	一	一	四一	一四〇	七	一九〇
十年以上	—	一一	七一	一九一	六	二七九
十五年以上	二	八	九〇	一七〇	七	二七七
二十年以上	二	五	七九	一〇八	五	一九九
二十五年以上	—	七	二七	二二	一	五七
三十年以上	—	三	一七	二三	三	四六
三十五年以上	一	一	二九	一五	—	四六
四十年以上	二	四	二三	六	二	三七
計	八	四一	四〇二	八七七	三八	一、三六六

機械

原動力ヲ起スニ用フルモノ（員數ノ上ノ印ハ印刷部、活ハ活版部、抄ハ抄紙部ノ略ナリ以下同シ）

（大正十年三月末日現在）

種類	動力	臺數	種類	動力	臺數	組數
汽機	五〇〇馬力	一	電動機	三八〇馬力		一
	一七〇	一		一〇〇	一	
	一〇〇	五		七〇	一	
	九六	一		四〇	一	
	九〇	一		三〇	一	
	六〇	一		二五	二	
	五〇	一		二〇	一	
	四〇	一		一〇	二	
	三五	一		五	五	
	三〇	二	高壓電動機	一六二馬力	一	
	一〇	一		八五馬力	一	

蒸氣力ニ依リ運轉スルモノ

種類	臺數	箇數	組數
汽鑵			
瓦斯エンジン	一七 馬力		
發電機			
變壓器	三〇 キロワット		

種類	臺數	箇數	組數
印刷機	八四 印		
光澤機	二 抄		
抄紙機	五 抄		

種類	臺數	箇數	組數
紙料調製機	一七 抄		
肉扶機	一 印		
蒸釜	三 抄		

種類	臺數	箇數	組數
除渣機	一 抄		
苛性化機	抄		
燒灼爐	抄		
風發機	一 印		
洗滌機	二 抄		
攪拌機	二 抄		

種類	臺數	箇數	組數
濾取機	一 抄		
養釜	一 抄		
燃料節約機	抄		
蒸發罐	一 抄		
エレベートル	五 印		
ポンプ	二 抄		

電力ニ依リ運轉スルモノ

種類	臺數	箇數	組數
印刷機	九四 印四七 活四七		
彫刻機	二 印		
煉肉機	二二 印		
平削機	六 抄印三二一 活		
活版製造機	一〇 活		
斷截機	三七 抄印二一〇 活一六		

種類	臺數	箇數	組數
壓榨機	一四 印活四六		
鋸機	六 印活三二一		
鉋機	四 印活二二		
紙料調製機	四一 抄		
旋盤	一〇 抄活印三四		
光澤機	一一 抄活印六二三		

種類	臺數	箇數	組數
穿孔機	印一五 活二 一七		
研機	印三 活二四 九		
研碎機	印三 抄一 四		
護謨塗抹機	印一五 活一 六		
漉取機	抄 三		
除渣機	抄 三		
蒸釜	抄	七	
製本機	活 八		
打出機	印一 活二 三		
鑽孔機	印一 抄二 三		
成形機	印 一		
捲取機	抄 四		
濕潤機	抄 一		
風發機	抄 三		
除塵機	抄 三		
壓形機	印 一		
封筒機	印一 活一 二		
蠟型機	活 一		
紙料試驗機	抄 一		
版面裏付機	活 一		
攪拌機	抄 七		
洗滌機	抄 一		
罫引機	活 四		
精削機	抄 二		
鑿削機	抄 一		
發電電動機	抄	一	
番號機	印 三八		
試刷送付機	活	一	
コーチングマシーン	抄 一		
エレベートル	印四 抄九 一三		
ポンプ	抄 一三		
抄紙機	抄 一		

人力ニ依リ運轉スルモノ

種類	臺數	箇數	組數
彫刻機	印 一二		
印刷機	印三〇 活一七 四七		
壓榨機	印一四 活一六 抄三 三三		
鉋機	印一 活八 九		
穿孔機	印三二 活八 四〇		
打出機	印一〇 活五 一五		
乾燥機	活 五		
壓榨乾燥機	印 二五		
轉寫機	印 一		
光澤機	印 三		
寫眞打出機	印	一	
寫眞目鏡	印	一三	
寫眞機	印	二	
寫眞函	印	一	
鑄造機	印 二		
製本機	活 七		
活版製造機	活 一九		
斷截機	印七 活二三 抄一 三一		
罫引機	活 二		
平削機	印二 活二 四		
起重機	活 一		
鋸機	活 一		
吹子	印 一		
鎔解爐	印 二		
圓版成形機	活 二		
番號機	抄三七 活三 四〇		
版面裏付機	活	一	
紙試驗機	抄 一		
水平臺	抄 一		
旋盤	〇 一		

資本金（小字ハ運轉資本金ナリ）

年度	金額	運轉資本金（小字）
明治四年度	不詳	
同五年度	同	
同六年度	同	
同七年度	同	
同八年度	同	
同九年度	同	
同十年度	同	一八〇、〇〇〇円〇〇〇
同十一年度	同	一八〇、〇〇〇円〇〇〇
同十二年度	同	一八〇、〇〇〇円〇〇〇
同十三年度	同	一八〇、〇〇〇円〇〇〇
同十四年度	同	一八〇、〇〇〇円〇〇〇
同十五年度	同	一八〇、〇〇〇円〇〇〇
明治十六年度	不詳	一八〇、〇〇〇円〇〇〇
同十七年度	同	一八〇、〇〇〇円〇〇〇
同十八年度	同	一八〇、〇〇〇円〇〇〇
同十九年度	同	一八〇、〇〇〇円〇〇〇
同二十年度	同	一八〇、〇〇〇円〇〇〇
同二十一年度	七八〇、五二六円五七三	一八〇、〇〇〇円〇〇〇
同二十二年度	九九三、七〇〇円四六一	一八〇、〇〇〇円〇〇〇
同二十三年度	一、一六四、〇三七円四一三	三三九、一〇五円三三四
同二十四年度	一、一四八、一一四円六七八	三三九、一〇五円三三四
同二十五年度	一、一一八、五五六円二〇八	三三九、一〇五円三三四
同二十六年度	一、〇九八、三三二円三七八	三三九、一〇五円三三四
同二十七年度	一、一二九、二二七円〇四四	三三九、一〇五円三三四

年度	金額	運轉資本金（小字）
同二十八年度	一、一四二、四四九円二〇一	三三九、一〇五円三三四
同二十九年度	一、一四六、一一七円一五三	三三九、一〇五円三三四
同三十年度	一、一七二、八八四円九三四	三三九、一〇五円三三四
同三十一年度	一、二〇三、七七〇円一二一	三三九、一〇五円三三四
同三十二年度	一、二六五、七四四円二四八	三三九、一〇五円三三四
同三十三年度	一、七七三、〇四八円三六八	三七〇、〇〇〇円〇〇〇
同三十四年度	二、〇五二、二七七円八〇八	三七〇、〇〇〇円〇〇〇
同三十五年度	二、四一四、七七七円七〇五	三七〇、〇〇〇円〇〇〇
同三十六年度	二、四九三、三二〇円〇八六	三七〇、〇〇〇円〇〇〇
同三十七年度	二、四八二、九五六円〇八七	三七〇、〇〇〇円〇〇〇
同三十八年度	二、五五九、六六四円三四五	三七〇、〇〇〇円〇〇〇
同三十九年度	二、七五九、七二七円三八五	三七〇、〇〇〇円〇〇〇
同四十年度	二、八一一、七五五円九〇六	三七〇、〇〇〇円〇〇〇
同四十一年度	二、八八〇、一二九円八二六	三七〇、〇〇〇円〇〇〇
同四十二年度	三、三三四、五二一円四七〇	三七〇、〇〇〇円〇〇〇
同四十三年度	三、五六〇、三九一円八六〇	三七〇、〇〇〇円〇〇〇
同四十四年度	四、〇四五、〇四一円八九〇	四七〇、〇〇〇円〇〇〇
大正元年度	四、〇三一、八二九円六二〇	四七〇、〇〇〇円〇〇〇
同二年度	四、〇三四、九八七円六七〇	四七〇、〇〇〇円〇〇〇
同三年度	三、九八六、五五七円九七〇	四七〇、〇〇〇円〇〇〇
同四年度	三、八九七、八三五円三七〇	四七〇、〇〇〇円〇〇〇
同五年度	四、七一〇、〇八一円九八一	四七〇、〇〇〇円〇〇〇
同六年度	四、四〇〇、五三一円三〇三	四七〇、〇〇〇円〇〇〇
同七年度	四、四三二、七五六円〇四一	四七〇、〇〇〇円〇〇〇
同八年度	四、七〇八、一二三円三七一	四七〇、〇〇〇円〇〇〇
同九年度	五、〇七六、八七二円七五三	四七〇、〇〇〇円〇〇〇

277904

生産品

年度	金額
明治四年度	不詳
同五年度	同
同六年度	同
同七年度	同
同八年度	同
同九年度	同
同十年度	同
同十一年度	同
同十二年度	同
同十三年度	同
同十四年度	同
同十五年度	同
明治十六年度	不詳
同十七年度	同
同十八年度	同
同十九年度	一、〇二八、一四二円
同二十年度	八六三、八一九
同二十一年度	八五〇、三四三
同二十二年度	八六五、六八八
同二十三年度	八〇九、一二八
同二十四年度	五三四、二二四
同二十五年度	五五九、四四一
同二十六年度	五七四、七五一
同二十七年度	七〇六、四六五

年度	金額
同二十八年度	八七七、七六七
同二十九年度	九三九、八五四
同三十年度	一、〇三三、八七七
同三十一年度	一、〇一五、六八二
同三十二年度	一、二五一、六九一
同三十三年度	一、四二二、三二五
同三十四年度	一、四七三、五三九
同三十五年度	一、三五五、九六〇
同三十六年度	一、五〇七、〇七六
同三十七年度	二、四六九、五四三
同三十八年度	二、五五〇、一八七
同三十九年度	二、七一六、二〇七
同四十年度	二、二四九、〇六八
同四十一年度	二、二三六、七七三
同四十二年度	二、〇一〇、四六四
同四十三年度	二、三一五、四六五
同四十四年度	二、二四六、〇九五
大正元年度	二、三六二、七六七
同二年度	二、四六二、八一八
同三年度	二、四三一、一四二
同四年度	二、四七七、八一九
同五年度	二、九七九、五八六
同六年度	四、二九二、五六四
同七年度	五、九五二、一三二
同八年度	七、〇〇一、六五一
同九年度	九、〇九九、一六四

年度	金額
同二十七年度	二、二三六、七七三
同二十八年度	二、〇一〇、四六四
同二十九年度	二、三一五、四六五
同三十年度	二、二四六、〇九五
同三十一年度	二、三六二、七六七
同三十二年度	二、四六二、八一八
同三十三年度	二、四三一、一四二
同三十四年度	二、四七七、八一九
同三十五年度	二、九七九、五八六
同三十六年度	四、二九二、五六四
同三十七年度	五、九五二、一三二
同三十八年度	七、〇〇一、六五一
同三十九年度	九、〇九九、一六四
同四十年度	三四〇

益金

年度	金額	年度	金額
明治四年度	不詳	明治十六年度	四六二、四八二円六七〇
同五年度	同	同十七年度	一〇、六〇九、二七一
同六年度	同	同十八年度	三四、三六九、五八三
同七年度	同	同十九年度	一一七、九七七、八一一
同八年度	一六、八二一円四六九	同二十年度	六六、五一〇、五五〇
同九年度	八三、八一八、五九七	同二十一年度	六八、四四二、九九二
同十年度	二七〇、二八二、七九〇	同二十二年度	一二〇、六七七、〇四八
同十一年度	一〇〇、一九八、一六一	同二十三年度	三二九、〇六四、四九八
同十二年度	一四二、三六三、七一四	同二十四年度	一一六、六六六、五八四
同十三年度	四一、四八七、四〇五	同二十五年度	一六四、二六七、二九〇
同十四年度	八、六五六、四八三	同二十六年度	一六二、四六五、一五七
同十五年度	一六六、七〇四、九七三	同二十七年度	一八一、九七三、三七三

年度	金額	年度	金額
同二十八年度	三〇五、八一四、三二二	同四十一年度	四〇六、四八八、四九五
同二十九年度	二〇五、四一二、〇九二	大正元年度	七二三、八七九、五三五
同三十年度	一八〇、八一九、四三三	同二年度	六四二、三六六、七一〇
同三十一年度	一三五、〇八八、四四七	同三年度	七四八、八八八、四三〇
同三十二年度	二二〇、〇七四、〇九〇	同四年度	三三一、四一三、一七五
同三十三年度	三〇九、一七五、七五九	同五年度	五五四、六〇〇、五八五
同三十四年度	二四二、六〇三、一一四	同六年度	三九八、九五八、五七〇
同三十五年度	一九九、九八一、四六三	同七年度	一、〇四三、九〇九、八五〇
同三十六年度	三一九、一六五、八二三	同八年度	一、二〇二、五七六、五四〇
同三十七年度	九二二、七二七、三九〇	同九年度	一、〇六一、〇五四、五八〇
同三十八年度	五九八、八六七、七七八	同十年度	八七〇、〇一五、四六〇
同三十九年度	七〇八、三六九、三三七	同十一年度	一、三九一、二一四、九四〇
同四十年度	三五六、六三八、七一二		

土地

年度	坪數	年度	坪數
明治四年度	坪	明治十六年度	坪
同五年度	約九、二〇〇	同十七年度	四六、八〇八
同六年度	九、二〇〇	同十八年度	二一、五八七、一一五
同七年度	二二、八四	同十九年度	九三、六〇八〇
同八年度	二五、六二六	同二十年度	六一、五五、八六四
同九年度	二六、七五三	同二十一年度	八四、六一、一二七
同十年度	二七、四六二	同二十二年度	二一、五三、六五二、六七七五
同十一年度	二九、二六一	同二十三年度	四九、七四六、九六七五
同十二年度	三〇、六九〇	同二十四年度	四九、七四六、九六七五
同十三年度	三七、七六一	同二十五年度	四九、四六〇、二七七五
同十四年度	四〇、七〇四	同二十六年度	四九、四六〇、二七七五
同十五年度	四〇、七〇四	同二十七年度	四九、四六〇、二七七五

年度	坪數	年度	坪數
同二十八年度	四九、四六〇、二七七五	同四十一年度	五八、六四五 一四
同二十九年度	四九、四六〇、二七七五	同四十二年度	五八、七八三 九四
同三十年度	四九、四六〇 二七	同四十三年度	五八、七八三 九四
同三十一年度	五〇、六六七 四七	同四十四年度	五八、七八三 九四
同三十二年度	五〇、六四二 一五	大正元年度	五八、七八三 九四
同三十三年度	五〇、四三三 二八	同二年度	五八、七八三 九四
同三十四年度	五〇、四三三 二八	同三年度	五八、七八三 九四
同三十五年度	四五、三二六 六四	同四年度	五八、八六〇 一六
同三十六年度	四五、三七〇 一九	同五年度	四七、五三七三 六〇
同三十七年度	四七、四六一 一四	同六年度	四六、六一一二五八
同三十八年度	四七、四六一 一四	同七年度	四五、八六〇 四〇八
同三十九年度	四七、四六一 一四	同八年度	四五、八六〇 四〇八
同四十年度	五八、六四五 一四	同九年度	四五、八六〇 四〇八

建物

年度	坪數	年度	坪數
明治四年度	坪	明治十六年度	坪
同五年度	七一四、六一三	同十七年度	九、五一〇、一九〇
同六年度	八九七、七八	同十八年度	一〇、六一八、九六八
同七年度	九二九、七八	同十九年度	一二、六四〇、一二八
同八年度	二、八六八、九一三	同二十年度	一五、五一三、八一九
同九年度	三、九八〇、七七二	同二十一年度	一三、九二三、八三七
同十年度	四、三七六、六八七	同二十二年度	一五、四五四、二八一
同十一年度	五、七九〇、五一六	同二十三年度	一四、五三四、八七八
同十二年度	六、三三六、五五五	同二十四年度	一二、五六九、六四
同十三年度	八、二三九、七二二	同二十五年度	一三、三〇四、五三九
同十四年度	八、六二七、一七七	同二十六年度	一三、一二七、八九六
同十五年度	九、二〇五、〇九七	同二十七年度	一三、一一九、〇五三

年度	坪數	年度	坪數
同二十八年度	一三、一三四、四八一	同四十一年度	二〇、四五三、一〇九
同二十九年度	一三、三五二、〇九	同四十二年度	二一、五一六、五九
同三十年度	一三、五五七、九四	同四十三年度	二二、七二一、一六四
同三十一年度	一三、七五八、一七〇	同四十四年度	二二、八四九、五六六
同三十二年度	一四、二五七、二五四	大正元年度	二三、一二七、五五一
同三十三年度	一五、九四一、一六七	同二年度	二三、一八八、九四一
同三十四年度	一七、〇三四、〇四四	同三年度	二三、三一七、二二三
同三十五年度	一七、一六六、三一七	同四年度	二三、六七八、四〇〇
同三十六年度	一七、二五二、六一九	同五年度	二一、九〇二、〇六〇
同三十七年度	一七、四六九、五九八	同六年度	二一、〇〇六、六九五
同三十八年度	一八、一九〇、四二六	同七年度	二二、三四四、八一五
同三十九年度	一八、五五五、三二七	同八年度	二二、八二二、〇〇四
同四十年度	一八、八四九、二一七	同九年度	二五、一一六、一五七

人員

（年末現在）

年號	總人數	男	女
明治四年	不詳	不詳	不詳
同五年	同	同	同
同六年	同	同	同
同七年	同	同	同
同八年	八九五人	六七六人	二一九人
同九年	一、三二六	九二二	四〇四
同十年	一、七六九	一、二一七	五五二
同十一年	一、九四三	一、三四二	六〇一
同十二年	二、〇八九	一、四六八	六二一
同十三年	二、四三一	一、七二三	七〇八
同十四年	二、四八一	一、七二五	七五六
同十五年	二、六五〇	一、七一七	九三三

年號	總人數	男	女
明治十六年	三、一五六人	一、八九二人	一、二六四人
同十七年	三、三一〇	二、〇四三	一、二六七
同十八年	二、八六〇	一、八一九	一、〇四一
同十九年	二、三八七	一、四〇六	九八一
同二十年	二、五四二	一、四六七	一、〇七五
同二十一年	二、二四〇	一、三六一	八七九
同二十二年	一、九三三	一、一二六	八〇七
同二十三年	一、五六一	一、〇一六	五四五
同二十四年	一、六八六	一、一七八	五〇八
同二十五年	一、七〇一	一、一九六	五〇五
同二十六年	一、七三三	一、二一〇	五二三
同二十七年	一、八三四	一、二五二	五八二

同二十八年	二、〇四五	一、三五三	六九二
同二十九年	二、二六三	一、四三六	八二七
同三十年	二、三六二	一、五〇七	八五五
同三十一年	二、三八三	一、五五七	八二六
同三十二年	二、五九二	一、六八七	九〇五
同三十三年	二、九〇八	一、九〇三	一、〇〇五
同三十四年	三、一三四	一、九七二	一、一六二
同三十五年	三、〇〇一	一、八三四	一、一六七
同三十六年	二、八四六	一、七三三	一、一一三
同三十七年	三、七九六	二、二二四	一、五七二
同三十八年	四、一七〇	二、三六〇	一、八一〇
同三十九年	四、二一六	二、五二五	一、六九一
同四十年	三、七九七	二、二三九	一、五五八

同四十一年	三、六三一	二、一七一	一、四六〇
同四十二年	三、六七五	二、二一五	一、四六〇
同四十三年	三、八二七	二、二四三	一、五八四
同四十四年	三、八六〇	二、二四四	一、六一六
大正元年	三、九二三	二、二三四	一、六八九
同二年	三、八一九	二、一七五	一、六四四
同三年	三、八〇九	二、一五八	一、六五一
同四年	三、八三六	二、一九四	一、六四二
同五年	三、五四二	二、〇〇八	一、五三四
同六年	四、〇八五	二、二五〇	一、八三五
同七年	四、二九五	二、三八〇	一、九一五
同八年	四、五四七	二、五五八	一、九八九
同九年	五、一〇五	二、八六二	二、二四三

製造品

公債證書

年度	枚數	年度	枚數
明治四年度	枚	明治十六年度	八、二二六 枚
同五年度		同十七年度	五二、九二六
同六年度	二一八、四七九	同十八年度	二
同七年度	三六〇、五七〇	同十九年度	一二四、一二一
同八年度	一八七、四二四	同二十年度	五〇四、八四六
同九年度	二、〇〇〇	同二十一年度	七、六九二
同十年度	一、二八四、三八五	同二十二年度	二七、三〇〇
同十一年度	二一四、一四一	同二十三年度	八〇、〇〇〇
同十二年度		同二十四年度	五一、八五
同十三年度	一七、〇一五	同二十五年度	四二、三六一
同十四年度	一、〇〇〇	同二十六年度	七二、八九五
同十五年度		同二十七年度	四五、一〇〇

年度	枚數	年度	枚數
同二十八年度	六一四、一三五	同四十一年度	八九〇、〇六八
同二十九年度	一一五、七一五	同四十二年度	三〇四、八六七
同三十年度	五八、三六四	同四十三年度	五六七、〇九八
同三十一年度	四、六三五	同四十四年度	二四、七八五
同三十二年度	五、六〇〇	大正元年度	——
同三十三年度	二九八、五五五	同二年度	——
同三十四年度	六六、七八〇	同三年度	——
同三十五年度	四六、七〇四	同四年度	三〇五、六八七
同三十六年度	一一六、〇二四	同五年度	五六八、一二六
同三十七年度	七一、九八六	同六年度	二、六〇〇
同三十八年度	四一九、八二八	同七年度	五二八、六七〇
同三十九年度	三、八一五、二五一	同八年度	五五二、八九二
同四十年度	八七一、九四〇	同九年度	三一二、九七〇

兌換銀行券（兌換銀券及交換銀行紙幣ヲ含ム）

年度	枚数	年度	枚数
明治四年度	——枚	明治十六年度	二三、一一一枚
同五年度	——	同十七年度	六六五、〇三〇
同六年度	——	同十八年度	七、六三〇、三八二
同七年度	——	同十九年度	一八、〇五二、一七七
同八年度	——	同二十年度	一六、三四六、〇〇〇
同九年度	——	同二十一年度	九、二九〇、八〇〇
同十年度	四、〇七五、一六九	同二十二年度	一〇、五七五、〇〇〇
同十一年度	五、三一四、四七六	同二十三年度	一一、五〇六、二〇〇
同十二年度	四四八、八〇〇	同二十四年度	五、六三六、二〇〇
同十三年度	——	同二十五年度	四、一三九、〇〇〇
同十四年度	二七、六二四	同二十六年度	一、七三七、〇〇〇
同十五年度	一六、一三〇	同二十七年度	二、四五七、〇〇〇

年度	枚数	年度	枚数
同二十八年度	四、四二二、〇〇〇	同四十一年度	一四、三四〇、〇〇〇
同二十九年度	八、〇〇四、〇〇〇	同四十二年度	一二、一五〇、〇二二
同三十年度	一三、五三〇、〇〇〇	同四十三年度	一六、二〇〇、〇四七
同三十一年度	五、三五〇、〇〇〇	同四十四年度	一九、六〇五、〇〇〇
同三十二年度	六、六〇〇、〇〇三	大正元年度	二五、五〇〇、〇二〇
同三十三年度	一〇、八〇〇、〇〇一	同二年度	三二、〇〇五、〇〇〇
同三十四年度	一三、一四九、九七一	同三年度	二九、〇二〇、〇一七
同三十五年度	八、八三〇、〇〇〇	同四年度	二八、五三〇、〇三四
同三十六年度	六八、三五〇、〇〇〇	同五年度	三〇、二五〇、〇六〇
同三十七年度	一八、〇二〇、〇〇〇	同六年度	四四、八〇〇、〇六〇
同三十八年度	五三、〇五〇、〇〇〇	同七年度	四九、四一四、〇〇〇
同三十九年度	二二、〇〇〇、〇〇〇	同八年度	五五、六二〇、〇〇〇
同四十年度	一五、六六〇、〇〇〇	同九年度	四七、〇〇〇、〇〇〇

紙幣（小額紙幣ヲ含ム）

年度	枚数
明治四年度	枚
同五年度	
同六年度	
同七年度	
同八年度	
同九年度	
同十年度	一六、七四二、〇〇〇
同十一年度	
同十二年度	二〇、四九一、六九〇
同十三年度	二一、一九二、三〇〇
同十四年度	一五、六八八、三八〇
同十五年度	二九、四九二、一八〇
同十六年度	五、一三一、二〇〇 枚
同十七年度	一、二九五、〇一一
同十八年度	一、二九五、〇一六
同十九年度	
同二十年度	
同二十一年度	
同二十二年度	
同二十三年度	
同二十四年度	
同二十五年度	
同二十六年度	
同二十七年度	

年度	枚数
同二十八年度	
同二十九年度	
同三十年度	
同三十一年度	
同三十二年度	
同三十三年度	
同三十四年度	
同三十五年度	
同三十六年度	
同三十七年度	
同三十八年度	
同三十九年度	
同四十年度	
同四十一年度	一一四、八二五、一四四
同四十二年度	二四六、九七五、〇〇〇
同四十三年度	二五三、四八〇、〇〇〇
同四十四年度	
大正元年度	
同二年度	
同三年度	
同四年度	
同五年度	
同六年度	
同七年度	
同八年度	
同九年度	三六八、〇〇〇、〇〇〇

郵便切手

年度	枚数
明治四年度	——枚
同五年度	九、四五〇、〇〇〇
同六年度	二五、二〇〇、〇〇〇
同七年度	二九、〇二六、一二七
同八年度	三八、三五六、〇六六
同九年度	二九、七五五、四〇〇
同十年度	三七、〇二三、九六〇
同十一年度	四二、六四六、一六〇
同十二年度	五九、五九四、〇〇〇
同十三年度	七〇、九一九、〇四〇
同十四年度	七五、一五六、九六〇
同十五年度	九三、三三八、〇〇〇
明治十六年度	六四、四一四、七四七枚
同十七年度	七五、九四三、六八五
同十八年度	五一、四三二、〇〇〇
同十九年度	一〇二、八四四、〇〇〇
同二十年度	八五、九九八、〇〇〇
同二十一年度	九四、〇六三、〇〇〇
同二十二年度	八八、七八〇、〇〇〇
同二十三年度	一四一、〇三八、〇〇〇
同二十四年度	一八九、八〇〇、〇〇〇
同二十五年度	九六、四六五、〇〇〇
同二十六年度	一九六、三一〇、〇〇〇
同二十七年度	一八〇、八九〇、〇〇〇

年度	枚数
同二十八年度	三一四、七四五、〇〇〇
同二十九年度	三九九、五七六、五〇〇
同三十年度	二一一、三三〇、〇〇〇
同三十一年度	三五二、二一〇、〇〇〇
同三十二年度	六八九、四七〇、六〇〇
同三十三年度	三六四、七四〇、〇〇〇
同三十四年度	四九七、一四〇、〇〇〇
同三十五年度	二八四、八二〇、〇〇〇
同三十六年度	四九三、一九〇、〇〇〇
同三十七年度	六〇六、七二〇、〇〇〇
同三十八年度	六九四、七六〇、〇〇〇
同三十九年度	七七三、〇四二、〇〇〇
同四十年度	六八六、七七〇、〇〇〇
同四十一年度	七二一、四四二、一〇〇
同四十二年度	七三二、三二四、〇〇〇
同四十三年度	八九五、二三四、〇〇〇
同四十四年度	九五七、五八五、〇〇〇
大正元年度	九二〇、七一〇、〇〇〇
同二年度	八一二、四二八、〇〇〇
同三年度	九八四、一二〇、五〇〇
同四年度	一、〇五三、〇七三、〇〇〇
同五年度	一、〇三五、二四四、〇〇〇
同六年度	一、二六六、〇二七、五〇〇
同七年度	一、三六八、一二三、〇〇〇
同八年度	一、六三四、七〇一、〇〇〇
同九年度	一、七五二、六一〇、〇〇〇

郵便葉書

年度	枚数
明治四年度	——枚
同五年度	——
同六年度	三一、六〇〇
同七年度	三一七、八五五
同八年度	五、七四四、三五八
同九年度	一〇、三〇九、七五六
同十年度	一一、六三六、四一五
同十一年度	一九、一七九、三五〇
同十二年度	二三、二七一、四〇〇
同十三年度	三四、八九九、三〇〇
同十四年度	三六、六〇七、六〇〇
同十五年度	二八、一八一、六〇〇
同十六年度	三〇、八三〇、六一六枚
同十七年度	五五、四五八、八八五
同十八年度	一九、二二五、〇〇〇
同十九年度	六二、〇〇〇、〇〇〇
同二十年度	六二、六二〇、〇〇〇
同二十一年度	六三、三四〇、〇〇〇
同二十二年度	九〇、八九〇、〇〇〇
同二十三年度	九五、三四六、〇〇〇
同二十四年度	一二〇、〇六〇、〇〇〇
同二十五年度	一二五、七一〇、〇〇〇
同二十六年度	一四二、六八六、三二五
同二十七年度	一八二、八二〇、〇〇〇

年度	枚数
同二十八年度	二一三、〇一〇、五〇〇
同二十九年度	二九六、〇七四、四〇〇
同三十年度	二九九、三八四、〇〇〇
同三十一年度	二四八、七七七、〇〇〇
同三十二年度	二四六、一五三、〇〇〇
同三十三年度	二八六、六五〇、〇〇〇
同三十四年度	三一四、八一〇、〇〇〇
同三十五年度	三一一、〇一五、〇〇〇
同三十六年度	三五二、八六〇、〇〇〇
同三十七年度	三七〇、八一〇、〇〇〇
同三十八年度	四三四、一八〇、〇〇〇
同三十九年度	四四一、六三六、五〇〇
同四十年度	四八一、八八一、一〇〇
同四十一年度	五二五、四七一、九〇〇
同四十二年度	五四六、八八四、六〇〇
同四十三年度	五七七、〇八七、〇〇〇
同四十四年度	六〇五、九二〇、九〇〇
大正元年度	六三九、九〇四、九〇〇
同二年度	六七八、六七二、〇〇〇
同三年度	六三九、二三四、三〇〇
同四年度	六三七、〇九七、〇〇〇
同五年度	六九一、九九七、〇〇〇
同六年度	九六一、〇三八、〇〇〇
同七年度	一、〇九九、三四九、三〇〇
同八年度	一、二五五、三〇五、〇〇〇
同九年度	一、四五九、八四二、〇〇〇

收入印紙（證券印紙、煙草印紙、賣藥印紙、訴訟用印紙、登記印紙ヲ含ム）

年度	枚数
明治四年度	
同五年度	六、二〇〇、〇〇〇
同六年度	四一、〇〇〇、〇〇〇
同七年度	六九、四三五、四七三
同八年度	八九、六七六、四九〇
同九年度	一、七一四、〇〇〇
同十年度	六七、七九九、七六〇
同十一年度	二一、六二〇、六七〇
同十二年度	二〇、五六六、七五〇
同十三年度	五一、二九三、二五〇
同十四年度	三八、九五九、二〇〇
同十五年度	七五七、二〇四、八〇〇
明治十六年度	九二七、五二二、一九五枚
同十七年度	三三三、五八〇、二〇〇
同十八年度	三〇六、四一九、八〇〇
同十九年度	二二五、五〇〇、〇〇〇
同二十年度	五〇六、六〇〇、〇〇〇
同二十一年度	一、〇四〇、〇四八、八〇〇
同二十二年度	五八九、八〇〇、〇〇〇
同二十三年度	五七八、八四四、八〇〇
同二十四年度	四三七、四〇〇、〇〇〇
同二十五年度	六一一、八三八、〇〇〇
同二十六年度	七六七、九四〇、〇〇〇
同二十七年度	七六二、六〇〇、〇〇〇

年度	枚数
同二十八年度	八三〇、四五〇、〇〇〇
同二十九年度	九二二、三二〇、〇〇〇
同三十年度	九七二、六六七、〇〇〇
同三十一年度	三七五、六九七、九〇〇
同三十二年度	五二七、七九六、二〇〇
同三十三年度	四四〇、四四七、二〇〇
同三十四年度	四五一、一五〇、〇〇〇
同三十五年度	五一八、四六九、〇〇〇
同三十六年度	四五七、九〇〇、〇〇〇
同三十七年度	四八三、二五〇、〇〇〇
同三十八年度	五四四、四五〇、〇〇〇
同三十九年度	六七九、四二〇、〇〇〇
同四十年度	六一三、三六六、〇〇〇
同四十一年度	五八九、〇六一、八〇〇
同四十二年度	七〇〇、二三八、二〇〇
同四十三年度	七三五、八〇四、〇八〇
同四十四年度	六〇三、九九六、七五〇
大正元年度	六九二、四一七、〇〇〇
同二年度	七〇〇、三一四、九〇〇
同三年度	七六七、〇八五、六〇〇
同四年度	六六九、三六七、五〇〇
同五年度	六七五、一〇三、八〇〇
同六年度	九七八、九八八、四〇〇
同七年度	九七〇、六五〇、二〇〇
同八年度	一、一二七、九九三、四〇〇
同九年度	一、三三九、八九九、四〇〇

年度	部数	年度	部数
明治十六年度	一、二〇三、一四四部	明治二十八年度	一五、四二九、四〇一部
同十七年度	二、一九〇、二三六	同二十九年度	一九、四二四、八四一
同十八年度	二、五七九、五九三	同三十年度	一三、八〇一、二〇〇
同十九年度	二、〇〇〇、〇〇〇 約＊	同三十一年度	一三、五四五、三〇〇
同二十年度	二、〇〇七、四八三 ＊	同三十二年度	一〇、六九五、五二一
同二十一年度	五、四七三、四〇九 ＊	同三十三年度	一〇、四七一、五〇〇
同二十二年度	六、一六六、三五五 ＊	同三十四年度	一〇、八八二、九八三、
同二十三年度	六、六五二、八五一 ＊	同三十五年度	九、四八三、二九九
同二十四年度	一二、七二〇、九一六	同三十六年度	一〇、五五七、五六〇
同二十五年度	一四、九八一、〇一三	同三十七年度	一一、二二六、一九七
同二十六年度	一一、八四二、八一六	同三十八年度	一二、〇〇六、六三五
同二十七年度	一六、九六五、一一六	同三十九年度	一五、二七三、九八〇

＊（明治十九年度後半ヨリ同二十三年度マテハ當局ノ製造ニアラサルモ便宜ノタメ揭ク）

年度	部数	年度	部数
同四十年度	一一、一七一、〇八五	同三年度	一一、八四九、二七五
同四十一年度	一二、六九四、四三〇	同四年度	九、六六八、四五〇
同四十二年度	一一、七八二、二五〇	同五年度	一〇、一二二、九三〇
同四十三年度	一二、〇五八、三五〇	同六年度	一二、二九五、七八〇
同四十四年度	一一、九〇九、九五〇	同七年度	一二、八八二、一四〇
大正元年度	一三、六〇二、三〇〇	同八年度	一三、一二四、七七〇
同二年度	一一、八〇六、六一八	同九年度	一七、一八六、〇七〇

議案類

年度	部數	年度	部數
明治二十三年度	九四、三〇八部	明治三十五年度	四、三二〇部
同二十四年度	八三、四六九	同三十六年度	六七、五七〇
同二十五年度	四〇二、五六二	同三十七年度	一三四、七七〇
同二十六年度	一一九、五〇六	同三十八年度	一一一、四八〇
同二十七年度	二一八、四三〇	同三十九年度	七七六、一二六
同二十八年度	一一八、六一五	同四十年度	九二五、七八七
同二十九年度	一〇九、四八三	同四十一年度	一、一一〇、九九〇
同三十年度	八、二八〇	同四十二年度	一、一六一、二六七
同三十一年度	二一九、五二〇	同四十三年度	一、三六〇、六五九
同三十二年度	一六九、九六〇	同四十四年度	一、〇七七、二五九
同三十三年度	一〇五、一八〇	大正元年度	六六一、六九八
同三十四年度	一五四、七六〇	同二年度	一、一五九、三七九

年度	部數	年度	部數
同三年度	四四一、四八六	同七年度	一、一四一、〇七八
同四年度	一、六二八、一九四	同八年度	一、〇〇八、五七〇
同五年度	八二、四九六	同九年度	二、三四六、九一五
同六年度	一、六六九、七七一		

貯金通帳

年度	冊数	年度	冊数
明治十六年度	二九、〇〇〇冊	明治二十八年度	五〇〇、〇〇〇冊
同十七年度	九六、〇〇〇	同二十九年度	四八六、〇〇〇
同十八年度	四六五、七〇〇	同三十年度	三五〇、〇〇〇
同十九年度	六四三、一〇〇	同三十一年度	二〇〇、〇〇〇
同二十年度	一二八、二〇〇	同二十二年度	五五〇、〇〇〇
同二十一年度	一四二、〇〇〇	同三十三年度	一二〇、〇〇〇
同二十二年度	三七〇、七五七	同三十四年度	二、二二五、〇〇〇
同二十三年度	二八〇、〇〇〇	同三十五年度	三、一〇二、五〇〇
同二十四年度	二五〇、〇〇〇	同三十六年度	一二、〇〇〇
同二十五年度	二一〇、〇〇〇	同三十七年度	二、一九三、〇〇〇
同二十六年度	四八五、〇〇〇	同三十八年度	二、八四〇、〇〇〇
同二十七年度	四七〇、〇〇〇	同三十九年度	二、八一七、〇〇〇

年度	冊数	年度	冊数
同四十年度	二、七八〇、二〇〇冊	同三年度	二、六三〇、八〇〇冊
同四十一年度	一、四四〇、五〇〇	同四年度	三、六二八、〇五〇
同四十二年度	二、四四八、五〇〇	同五年度	三、一三五、一〇〇
同四十三年度	三、七四八、二〇〇	同六年度	四、九四九、五五〇
同四十四年度	三、三四五、九四七	同七年度	八、五四五、八五〇
大正元年度	二、五二七、一〇〇	同八年度	八、七四三、八〇〇
同二年度	三、七九八、八〇〇	同九年度	五、二一一、五〇〇

手漉紙

年度	枚数	年度	枚数
明治八年度	四二、五三三枚	明治二十年度	九、一五三、八二三枚
同九年度	一、四五〇、七〇〇	同二十一年度	四、四九八、三五二
同十年度	一、四二二、八三三	同二十二年度	六、八三二、八三五
同十一年度	三、三〇五、二七四	同二十三年度	四、一六六、七四〇
同十二年度	五、二一七、七四七	同二十四年度	四、二六九、七九六
同十三年度	五、二六三、二一一	同二十五年度	三、六〇四、七三一
同十四年度	四、二三四、六二九	同二十六年度	三、一一二、六〇四
同十五年度	三、七九四、九九七	同二十七年度	四、〇一四、〇二〇
同十六年度	三、三九一、七八七	同二十八年度	四、七四九、一〇〇
同十七年度	四、三六八、三八六	同二十九年度	四、四二一、七七九
同十八年度	四、二五九、三四九	同三十年度	六、七二九、一三八
同十九年度	六、六九二、八八八	同三十一年度	五、三七六、七一四

製造品　手漉紙

年度	枚数	年度	枚数
同三十二年度	五、四四九、〇二六	同四十三年度	七、二〇一、九〇九
同三十三年度	六、三七九、三三三	同四十四年度	八、五三一、八四四
同三十四年度	六、六八〇、二四八	大正元年度	七、九七九、六八四
同三十五年度	六、〇二三、一四四	同二年度	七、五五九、二三〇
同三十六年度	七、二四〇、一一八	同三年度	六、三五七、四七六
同三十七年度	一二、三六七、九〇三	同四年度	六、一二四、九三四
同三十八年度	一六、二七六、一五六	同五年度	六、六四三、五三二
同三十九年度	一〇、四一五、三二〇	同六年度	九、八六七、五二六
同四十年度	七、三六九、四六三	同七年度	一二、六二五、四一三
同四十一年度	五、九九〇、三七六	同八年度	一二、九五九、一四四
同四十二年度	五、四〇〇、七五六	同九年度	一三、六九九、四二二

機械漉紙

年度	量目	年度	量目
明治十年度	貫 六五二八〇	明治二十二年度	六四〇、八五一 貫 一七五〇
同十一年度	二、〇八一五三〇	同二十三年度	五六〇、六四七 八六〇
同十二年度	一二、四一二 八五九	同二十四年度	三一三、七一一 三〇〇
同十三年度	三二、二七六 八一一	同二十五年度	三六、四二五 三八八
同十四年度	四四、二三八 三九四	同二十六年度	三七二、三九五 二九九
同十五年度	一八七、九八八 七八五	同二十七年度	四四六、二二八 七四三
同十六年度	三六四、七三〇 四二五	同二十八年度	五四六、九四四 一八〇
同十七年度	一五八、五二九 五九四	同二十九年度	六四八、一〇一 四三〇
同十八年度	二一七、二〇九 八八四	同三十年度	七五九、二三四 〇二〇
同十九年度	一三五、九一四 六七一	同三十一年度	七一〇、二一〇 四六〇
同二十年度	四二三、七一五 〇三〇	同三十二年度	八二三、〇二二 三〇〇
同二十一年度	三二三、九八九 七四〇	同二十三年度	八〇四、五二九 九八〇

年度	量目	年度	量目
同三十四年度	八〇七、八九四 九八〇	同四十四年度	九四五、三八九 七四〇
同三十五年度	七七二、七三九 七七〇	大正元年度	一、〇〇七、七五一 一七〇
同三十六年度	六八六、〇二四 二四一	同二年度	九二一、六八七 三四〇
同三十七年度	九四五、三八九 三八〇	同三年度	九三一、一五七 七八〇
同三十八年度	一、一〇五、三九六 三八〇	同四年度	九三〇、三二一 六七〇
同三十九年度	九七六、五三二 〇七〇	同五年度	六九四、六二五 二〇〇
同四十年度	八九三、三九七 二四〇	同六年度	六八五、八四二 四一〇
同四十一年度	九一四、一四七 八五〇	同七年度	七九九、一〇〇 三〇〇
同四十二年度	九三五、四五〇 四二〇	同八年度	九三六、八三六 四九〇
同四十三年度	八四三、三二〇 八一〇	同九年度	一、〇九六、八八〇 二四〇

資本金

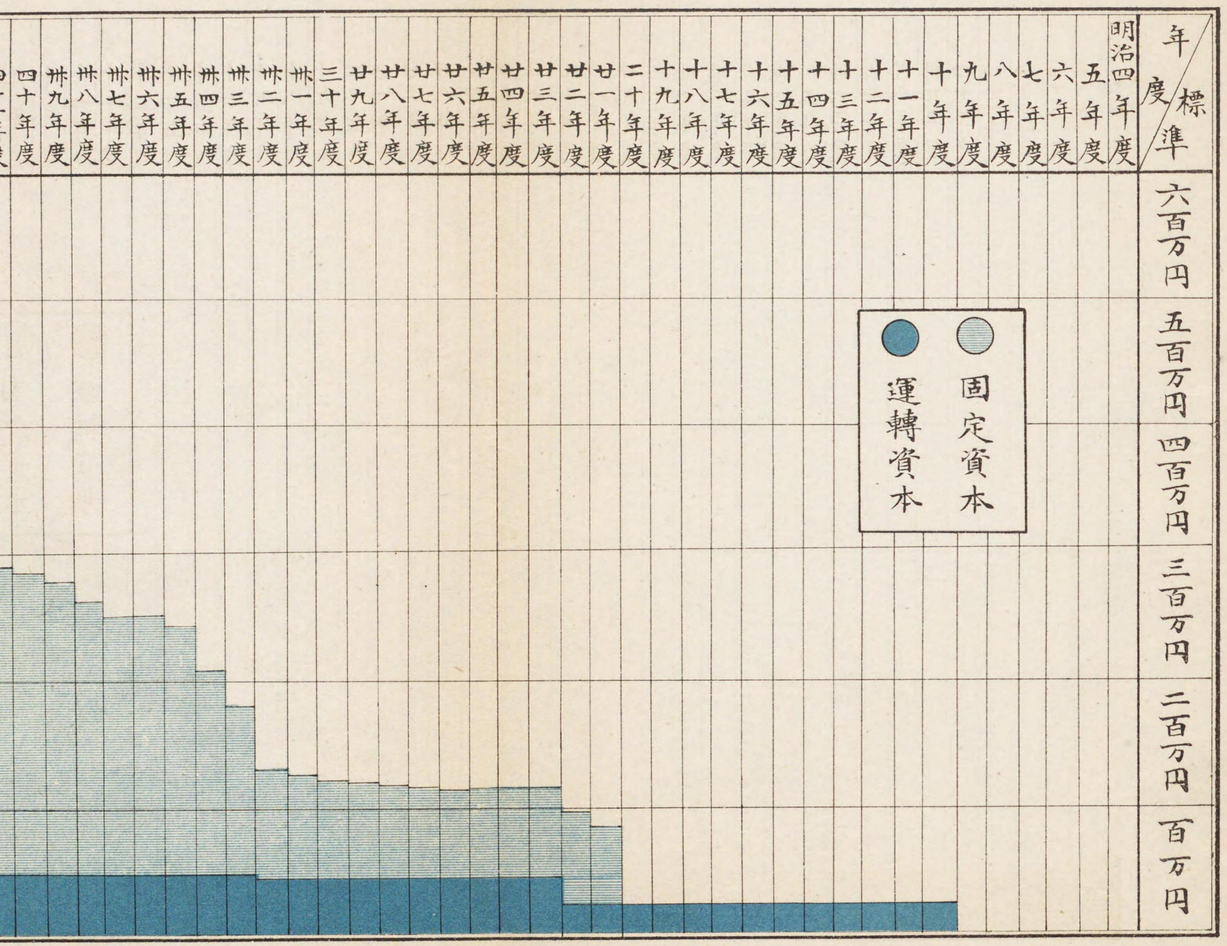
固定資本
運轉資本
年度/標準
六百万円
五百万円
四百万円
三百万円
二百万円
百万円
明治四年度
五年度
六年度
七年度
八年度
九年度
十年度
十一年度
十二年度
十三年度
十四年度
十五年度
十六年度
十七年度
十八年度
十九年度
二十年度
廿一年度
廿二年度
廿三年度
廿四年度
廿五年度
廿六年度
廿七年度
廿八年度
廿九年度
三十年度
卅一年度
卅二年度
卅三年度
卅四年度
卅五年度
卅六年度
卅七年度
卅八年度
卅九年度
四十年度

資本金

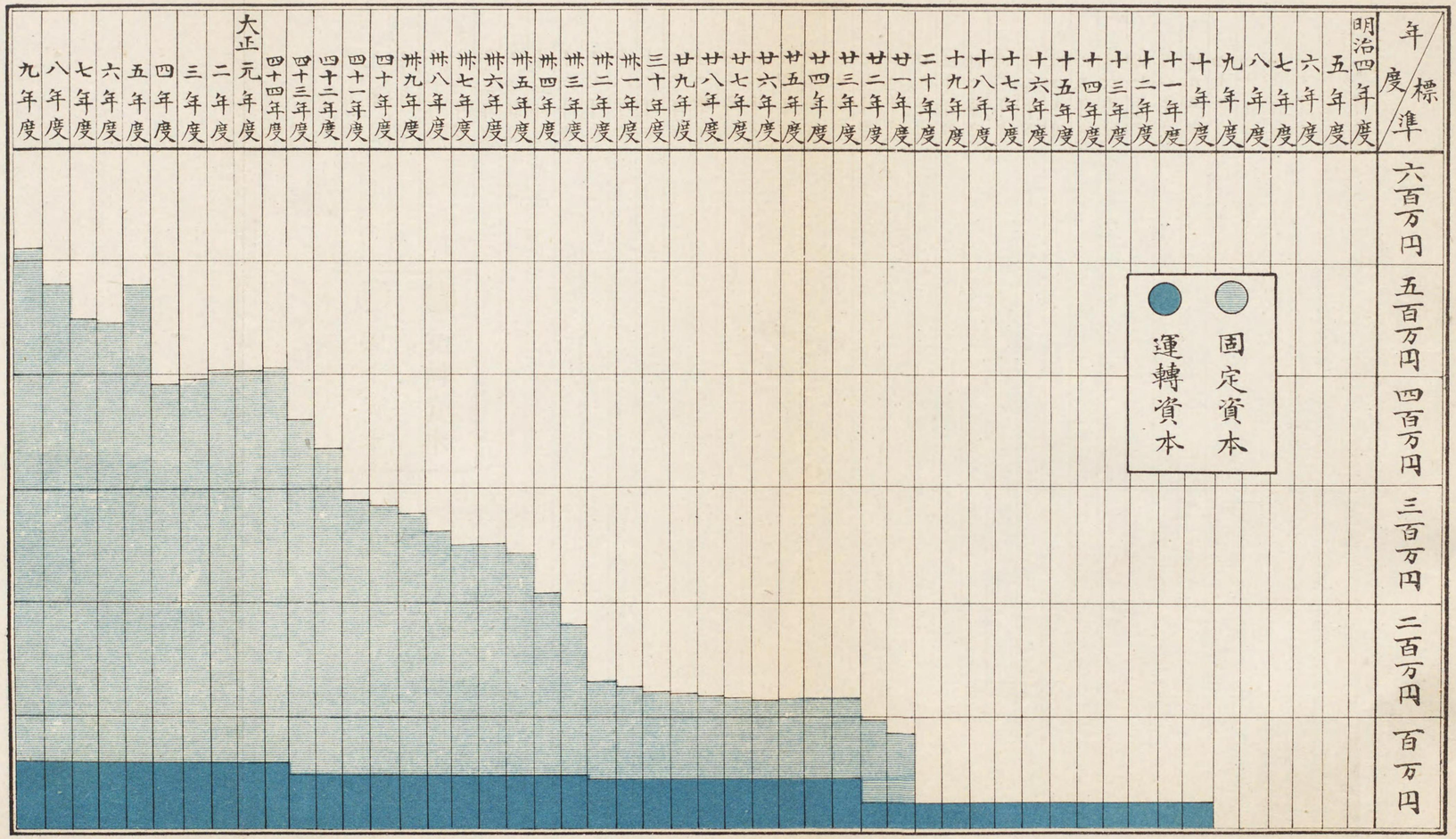
年度/標準
六百万円
五百万円
四百万円
三百万円
二百万円
百万円
固定資本
運轉資本
明治四年度
五年度
六年度
七年度
八年度
九年度
十年度
十一年度
十二年度
十三年度
十四年度
十五年度
十六年度
十七年度
十八年度
十九年度
二十年度
廿一年度
廿二年度
廿三年度
廿四年度
廿五年度
廿六年度
廿七年度
廿八年度
廿九年度
三十年度
卅一年度
卅二年度
卅三年度
卅四年度
卅五年度
卅六年度
卅七年度
卅八年度
卅九年度
四十年度
四十一年度
四十二年度
四十三年度
四十四年度
大正元年度
二年度
三年度
四年度
五年度
六年度
七年度
八年度
九年度

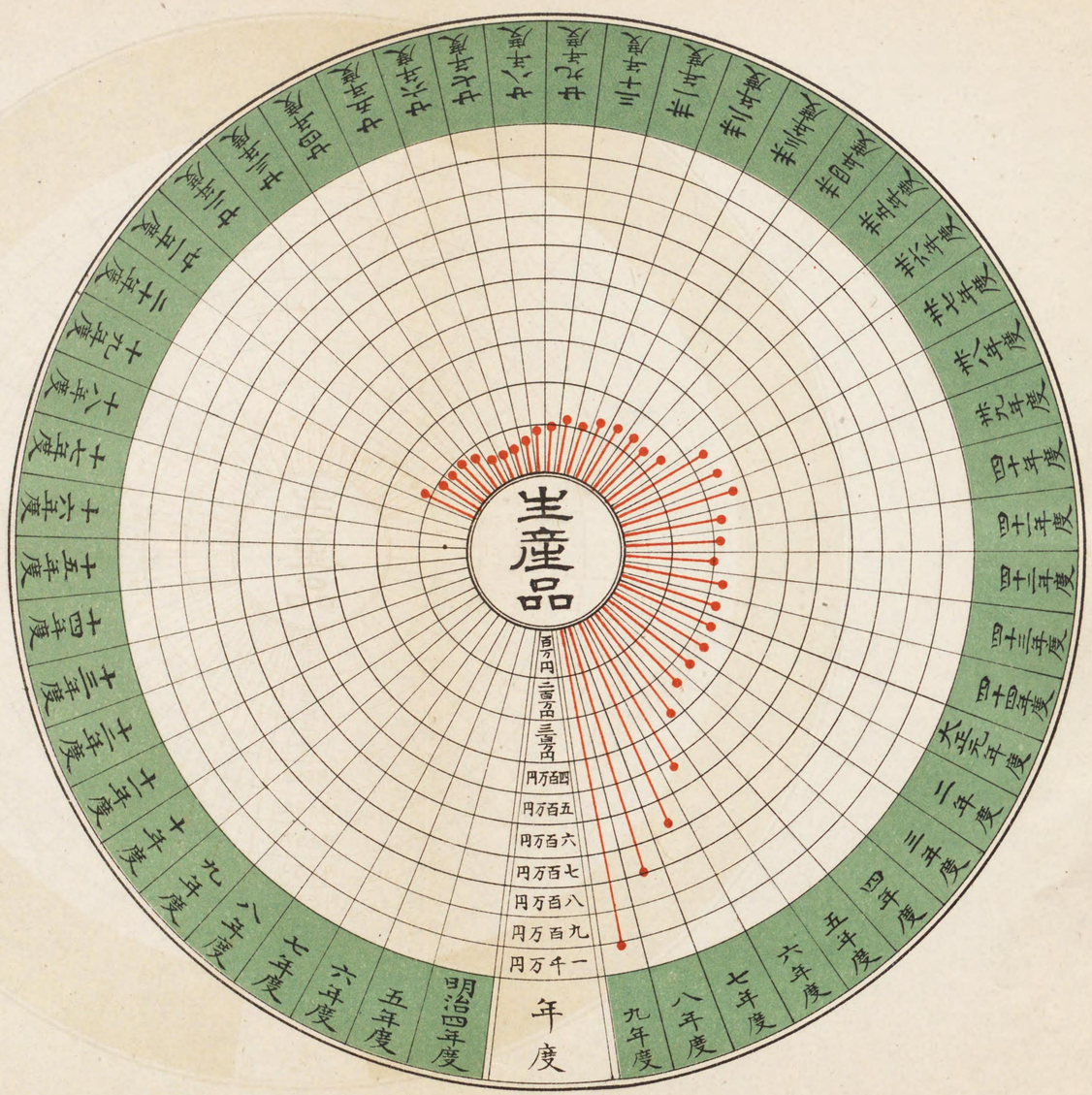
生産品
百万円
二百万円
三百万円
四百万円
五百万円
六百万円
七百万円
八百万円
九百万円
一千万円
年度
明治四年度
五年度
六年度
七年度
八年度
九年度
十年度
十一年度
十二年度
十三年度
十四年度
十五年度
十六年度
十七年度
十八年度
十九年度
二十年度
二十一年度
二十二年度
二十三年度
二十四年度
二十五年度
二十六年度
二十七年度
二十八年度
二十九年度
三十年度
三十一年度
三十二年度
三十三年度
三十四年度
三十五年度
三十六年度
三十七年度
三十八年度
三十九年度
四十年度
四十一年度
四十二年度
四十三年度
四十四年度
大正元年度
二年度
三年度
四年度
五年度
六年度
七年度
八年度
九年度

150
140
130
120
110
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
万円
明治四年度
五年度
六年度
七年度
八年度
九年度
十年度
十一年度
十二年度
十三年度
十四年度
十五年度
十六年度
十七年度
十八年度
十九年度
二十年度
廿一年度
廿二年度
廿三年度
廿四年度
廿五年度
廿六年度
廿七年度
廿八年度
廿九年度
三十年度
三十一年度
三十二年度
三十三年度
三十四年度
三十五年度
三十六年度
三十七年度
三十八年度
三十九年度
四十年度
四十一年度
四十二年度
四十三年度
四十四年度
大正元年度
二年度
三年度
四年度
五年度
六年度
七年度
八年度
九年度

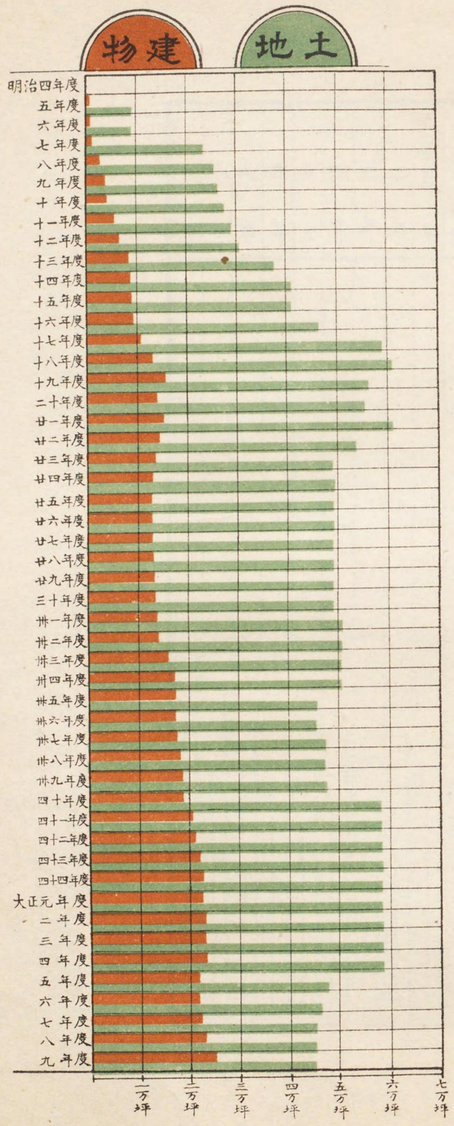
建物
土地
明治四年度
五年度
六年度
七年度
八年度
九年度
十年度
十一年度
十二年度
十三年度
十四年度
十五年度
十六年度
十七年度
十八年度
十九年度
二十年度
廿一年度
廿二年度
廿三年度
廿四年度
廿五年度
廿六年度
廿七年度
廿八年度
廿九年度
三十年度
卅一年度
卅二年度
卅三年度
卅四年度
卅五年度
卅六年度
卅七年度
卅八年度
卅九年度
四十年度
四十一年度
四十二年度
四十三年度
四十四年度
大正元年度
二年度
三年度
四年度
五年度
六年度
七年度
八年度
九年度
一万坪
二万坪
三万坪
四万坪
五万坪
六万坪
七万坪

人員

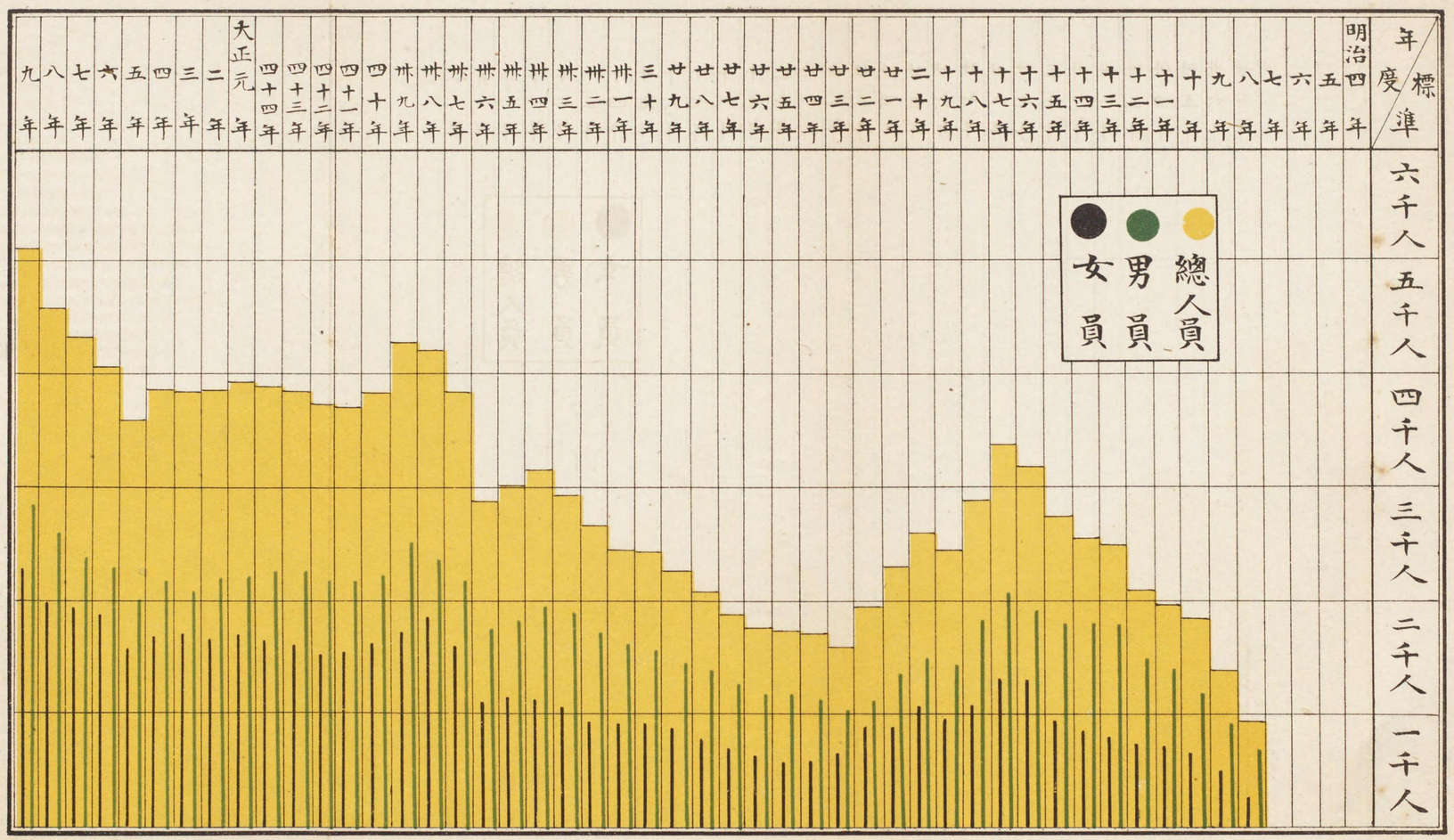
總人員
男員
女員
六千人
五千人
四千人
三千人
二千人
一千人
明治四年
五年
六年
七年
八年
九年
十年
十一年
十二年
十三年
十四年
十五年
十六年
十七年
十八年
十九年
二十年
廿一年
廿二年
廿三年
廿四年
廿五年
廿六年
廿七年
廿八年
廿九年
三十年
卅一年
卅二年
卅三年
卅四年
卅五年
卅六年
卅七年
卅八年
卅九年
四十年
四十一年
四十二年
四十三年
四十四年
大正元年
二年
三年
四年
五年
六年
七年
八年
九年

公債證書

製造高
四百万枚
三百万枚
二百万枚
百万枚
明治四年度
五年度
六年度
七年度
八年度
九年度
十年度
十一年度
十二年度
十三年度
十四年度
十五年度
十六年度
十七年度
十八年度
十九年度
二十年度
廿一年度
廿二年度
廿三年度
廿四年度
廿五年度
廿六年度
廿七年度
廿八年度
廿九年度
三十年度
卅一年度
卅二年度
卅三年度
卅四年度
卅五年度
卅六年度
卅七年度
卅八年度
卅九年度
四十年度
四十一年度
四十二年度
四十三年度
四十四年度
大正元年度
二年度
三年度
四年度
五年度
六年度
七年度
八年度
九年度

兌換銀行券ト紙幣

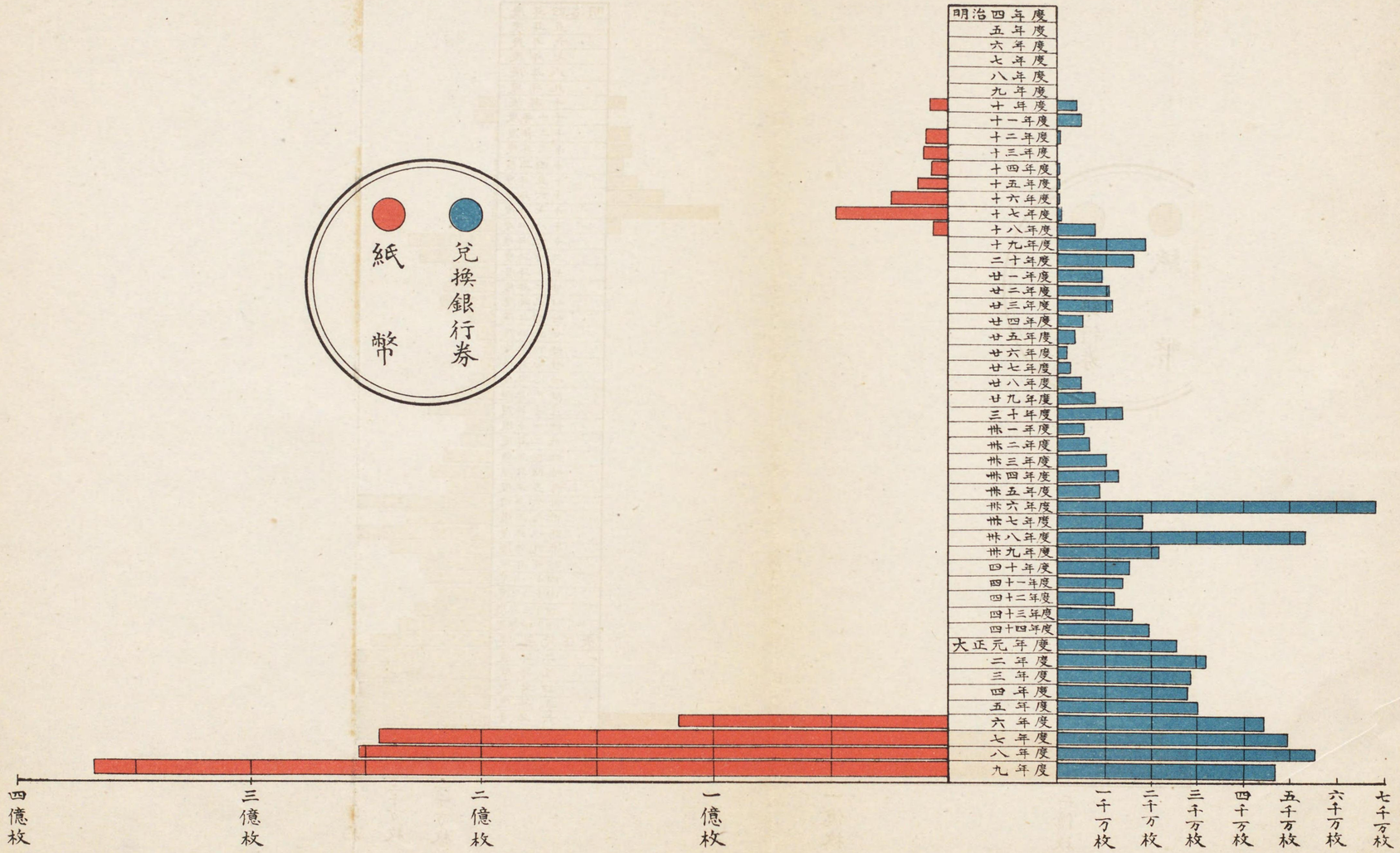
兌換銀行券
紙幣
明治四年度
五年度
六年度
七年度
八年度
九年度
十年度
十一年度
十二年度
十三年度
十四年度
十五年度
十六年度
十七年度
十八年度
十九年度
二十年度
廿一年度
廿二年度
廿三年度
廿四年度
廿五年度
廿六年度
廿七年度
廿八年度
廿九年度
三十年度
卅一年度
卅二年度
卅三年度
卅四年度
卅五年度
卅六年度
卅七年度
卅八年度
卅九年度
四十年度
四十一年度
四十二年度
四十三年度
四十四年度
大正元年度
二年度
三年度
四年度
五年度
六年度
七年度
八年度
九年度
四億枚
三億枚
二億枚
一億枚
一千万枚
二千万枚
三千万枚
四千万枚
五千万枚
六千万枚
七千万枚

郵便切手ト葉書及收入印紙

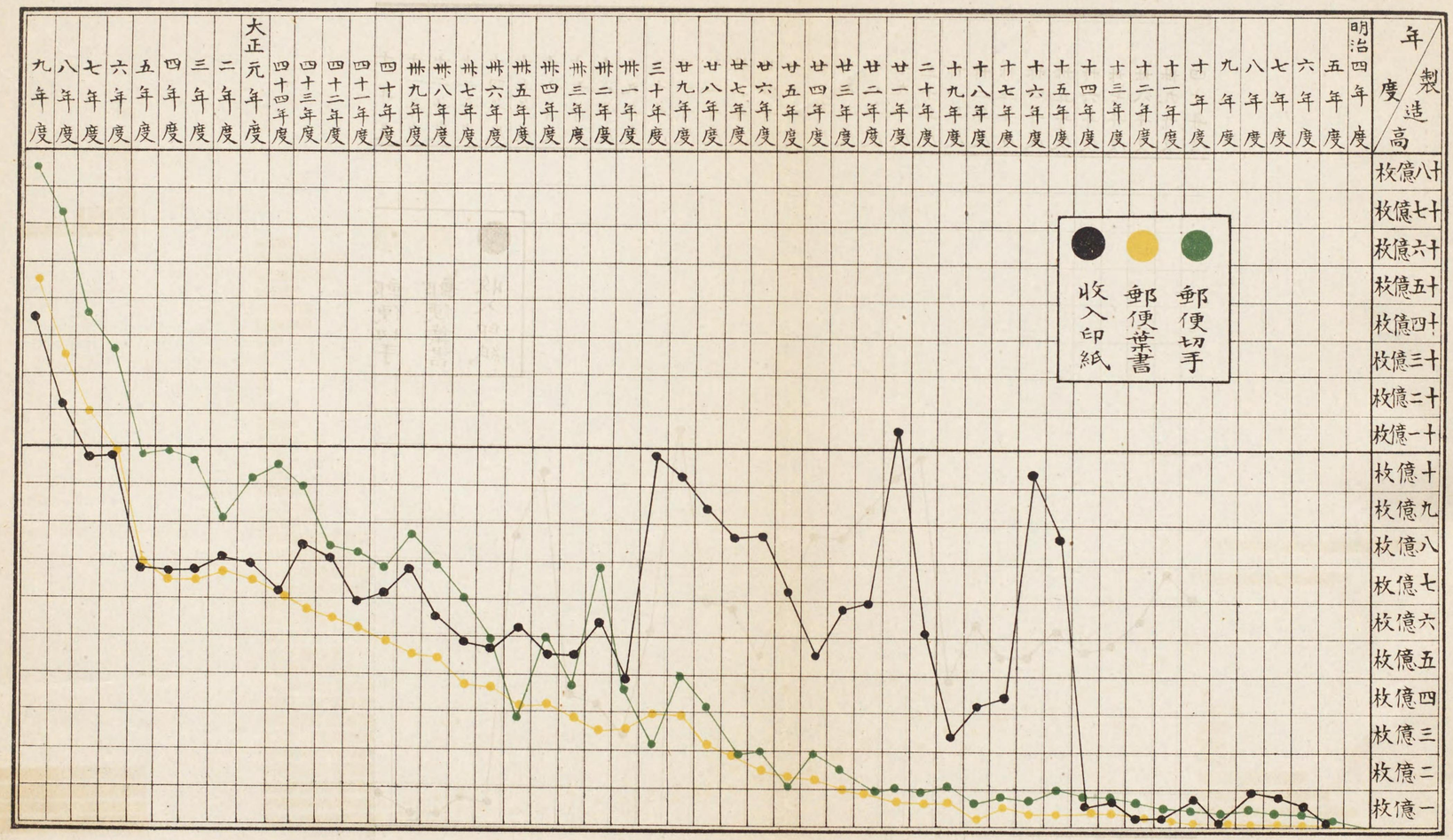

官報

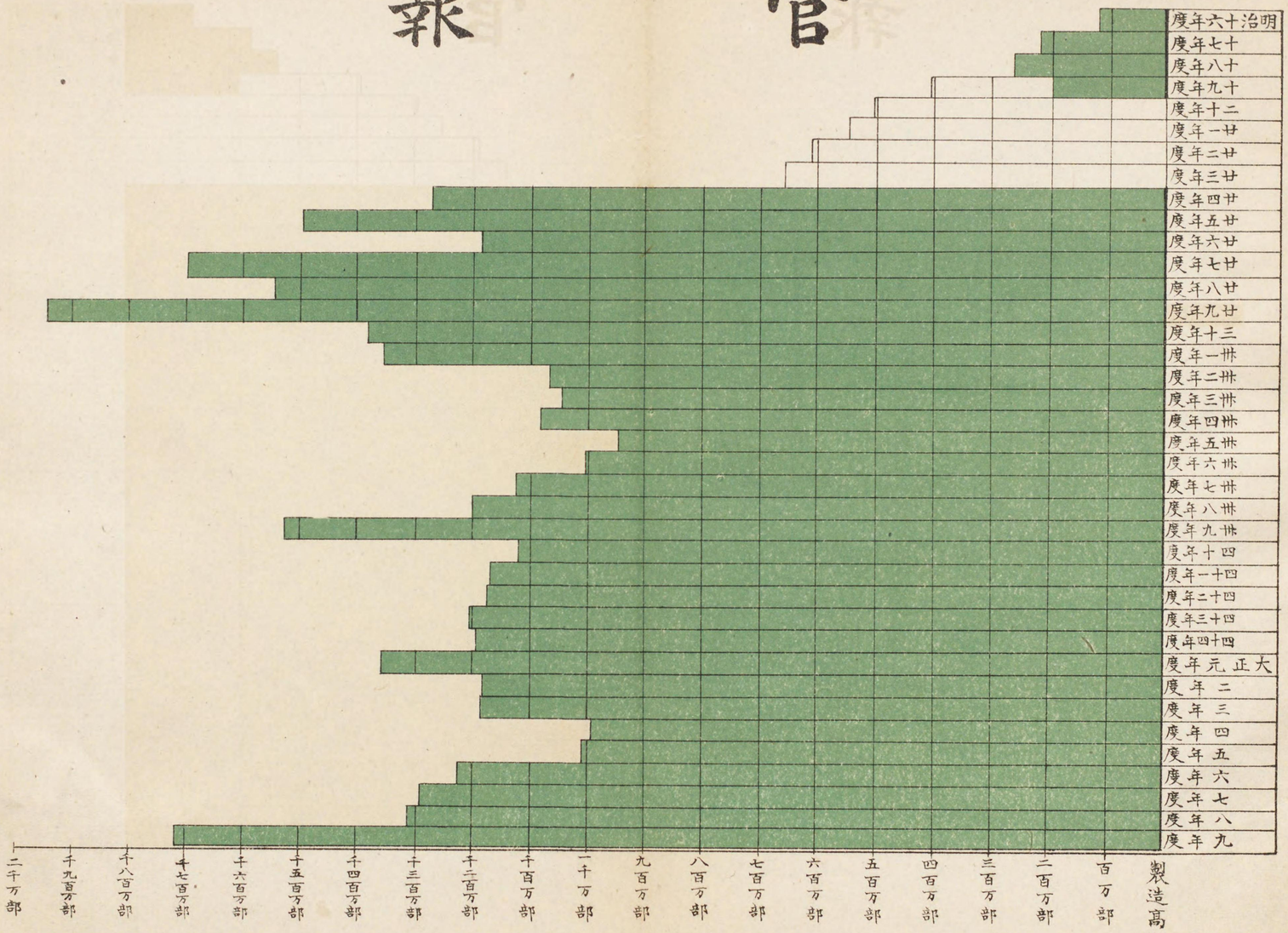

註、着色セザル部分ハ當局製造ニアラザルモ便宜ノタメ之レヲ掲グ

類案議

年度／製造高	三百万部	二百万部	百万部
明治廿三年度			
廿四年度			
廿五年度			
廿六年度			
廿七年度			
廿八年度			
廿九年度			
三十年度			
卅一年度			
卅二年度			
卅三年度			
卅四年度			
卅五年度			
卅六年度			
卅七年度			
卅八年度			
卅九年度			
四十年度			
四十一年度			
四十二年度			
四十三年度			
四十四年度			
大正元年度			
二年度			
三年度			
四年度			
五年度			
六年度			
七年度			
八年度			
九年度			

貯金通帳

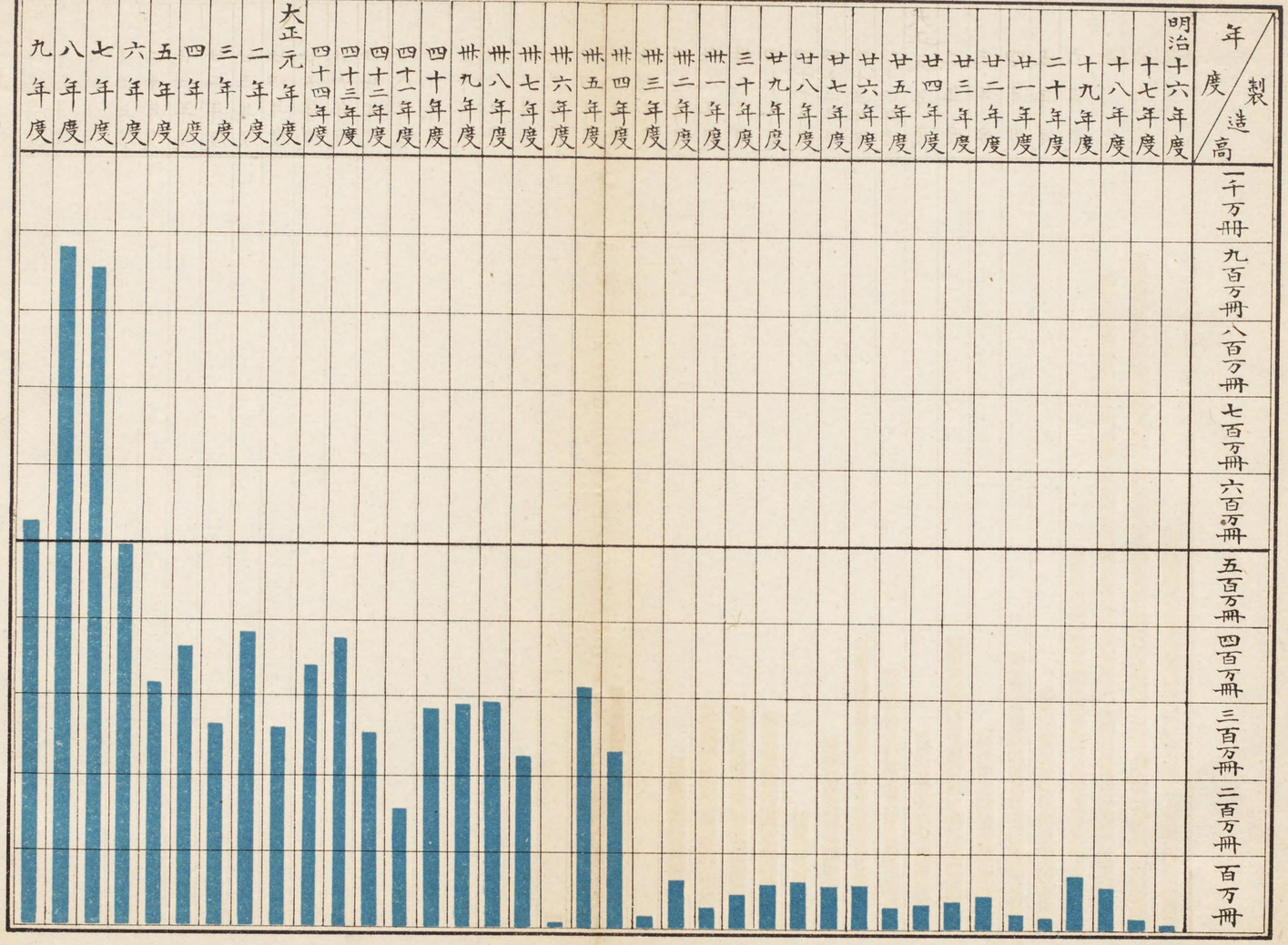
製造高
一千万冊
九百万冊
八百万冊
七百万冊
六百万冊
五百万冊
四百万冊
三百万冊
二百万冊
百万冊
年度
明治十六年度
十七年度
十八年度
十九年度
二十年度
廿一年度
廿二年度
廿三年度
廿四年度
廿五年度
廿六年度
廿七年度
廿八年度
廿九年度
三十年度
卅一年度
卅二年度
卅三年度
卅四年度
卅五年度
卅六年度
卅七年度
卅八年度
卅九年度
四十年度
四十一年度
四十二年度
四十三年度
四十四年度
大正元年度
二年度
三年度
四年度
五年度
六年度
七年度
八年度
九年度

手漉紙

1700
1600
1500
1400
1300
1200
1100
1000
900
800
700
600
500
400
300
200
100
万枚
明治四年度
五年度
六年度
七年度
八年度
九年度
十年度
十一年度
十二年度
十三年度
十四年度
十五年度
十六年度
十七年度
十八年度
十九年度
二十年度
廿一年度
廿二年度
廿三年度
廿四年度
廿五年度
廿六年度
廿七年度
廿八年度
廿九年度
三十年度
卅一年度
卅二年度
卅三年度
卅四年度
卅五年度
卅六年度
卅七年度
卅八年度
卅九年度
四十年度
四十一年度
四十二年度
四十三年度
四十四年度
大正元年度
二年度
三年度
四年度
五年度
六年度
七年度
八年度
九年度

紙漉機械

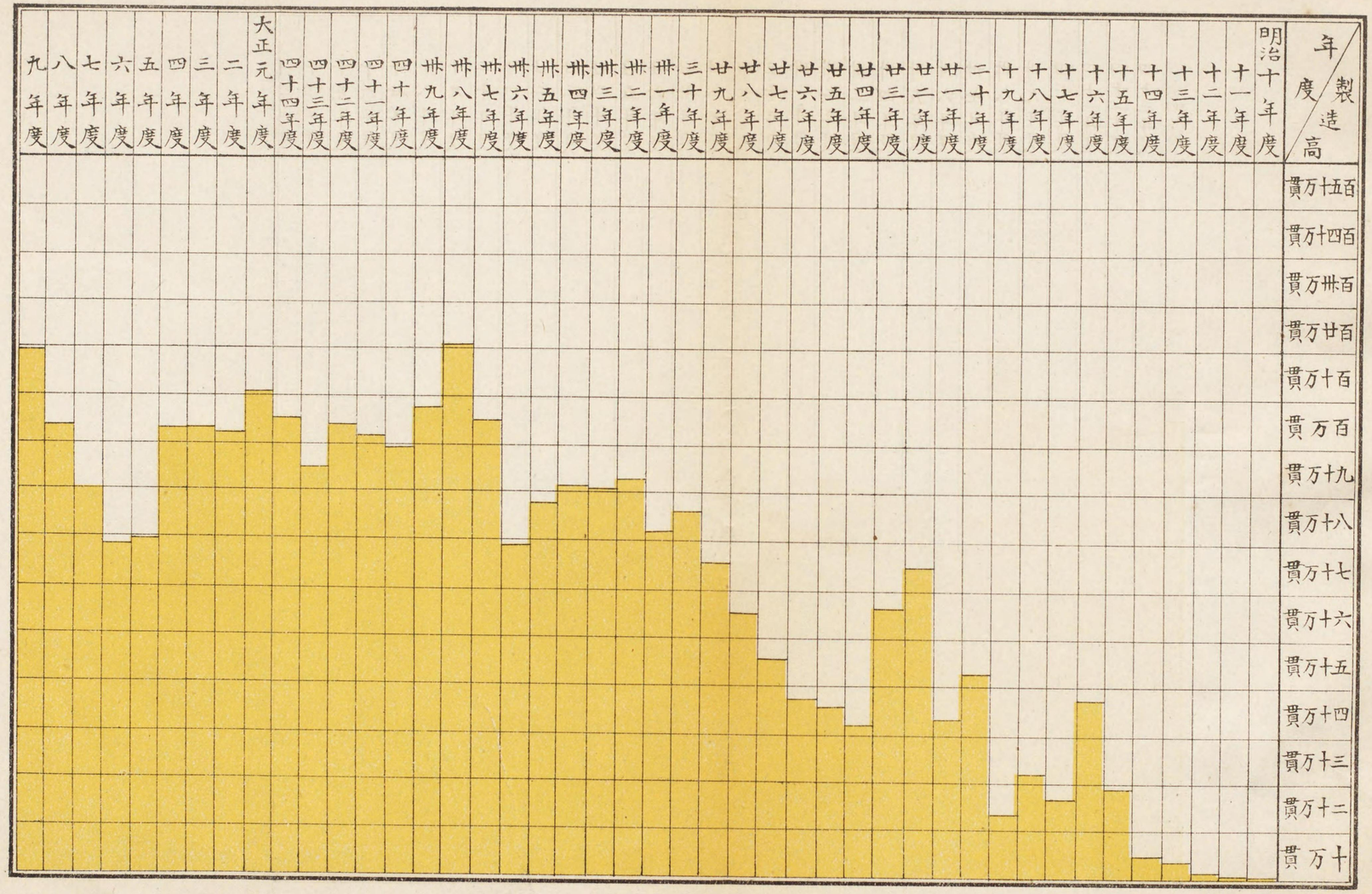
製造高
百五十万貫
百四十万貫
百卅万貫
百廿万貫
百十万貫
百万貫
九十万貫
八十万貫
七十万貫
六十万貫
五十万貫
四十万貫
三十万貫
二十万貫
十万貫
年度
明治十年度
十一年度
十二年度
十三年度
十四年度
十五年度
十六年度
十七年度
十八年度
十九年度
二十年度
廿一年度
廿二年度
廿三年度
廿四年度
廿五年度
廿六年度
廿七年度
廿八年度
廿九年度
三十年度
卅一年度
卅二年度
卅三年度
卅四年度
卅五年度
卅六年度
卅七年度
卅八年度
卅九年度
四十年度
四十一年度
四十二年度
四十三年度
四十四年度
大正元年度
二年度
三年度
四年度
五年度
六年度
七年度
八年度
九年度

印刷局

（本局　印刷部　活版部）

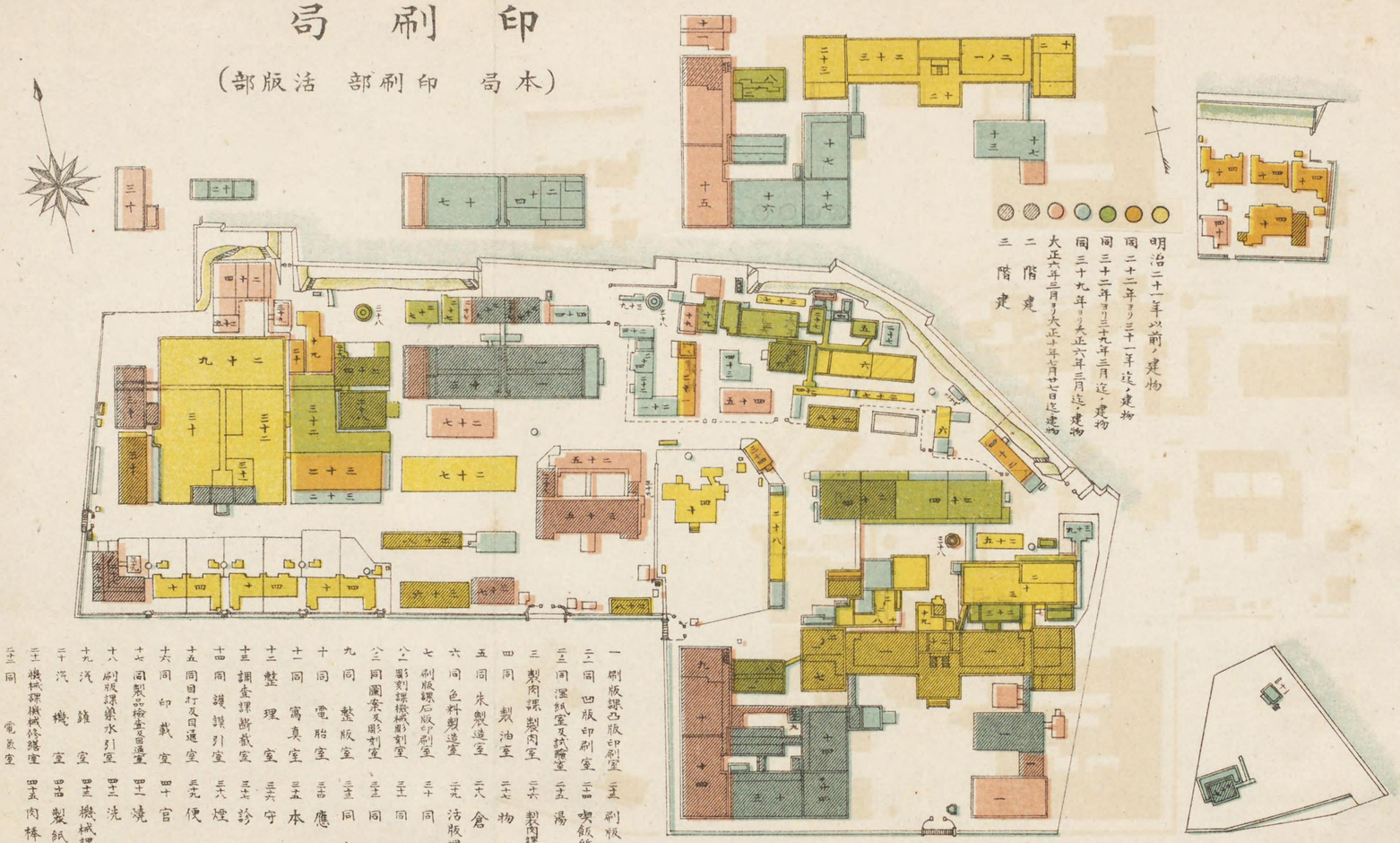

明治二十一年以前ノ建物
同二十二年ヨリ三十一年迄ノ建物
同三十二年ヨリ三十九年三月迄ノ建物
同三十九年ヨリ大正六年三月迄ノ建物
大正六年三月ヨリ大正十年七月廿七日迄建物
二階建
三階建

一　刷版課凸版印刷室
二一　同　凹版印刷室
二二　同　溼紙室及試驗室
三　製肉課製肉室
四　同　製油室
五　同　朱製造室
六　同　色料製造室
七　刷版課石版印刷室
八一　彫刻課機械彫刻室
八二　同圖案及彫刻室
九　同　整版室
十　同　電胎室
十一　同　寫真室
十二　整理室
十三　調査課斷截室
十四　同　護謨引室
十五　同目打及目通室
十六　同　印載室
十七　同製品檢査及目通室
十八　刷版課藥水引室
十九　汽鑵室
二十　汽機室
二十一　機械課機械修繕室
二十二　同　電氣室
二十三　刷版課乾庫
二十四　喫飯所及着換所
二十五　湯呑所
二十六　製肉課秘訣室及分析所
二十七　物置
二十八　倉庫
二十九　活版課印刷室
三十　同　製版室
三十一　同　校正室
三十二　同　製本室
三十三　同　寄宿舍
三十四　應接室
三十五　本局
三十六　守警所
三十七　診察所
三十八　煙突
三十九　便所
四十　官舍
四十一　燒却室
四十二　洗滌室
四十三　機械課製圖室
四十四　製紙檢査室
四十五　肉棒製練室

抄紙部

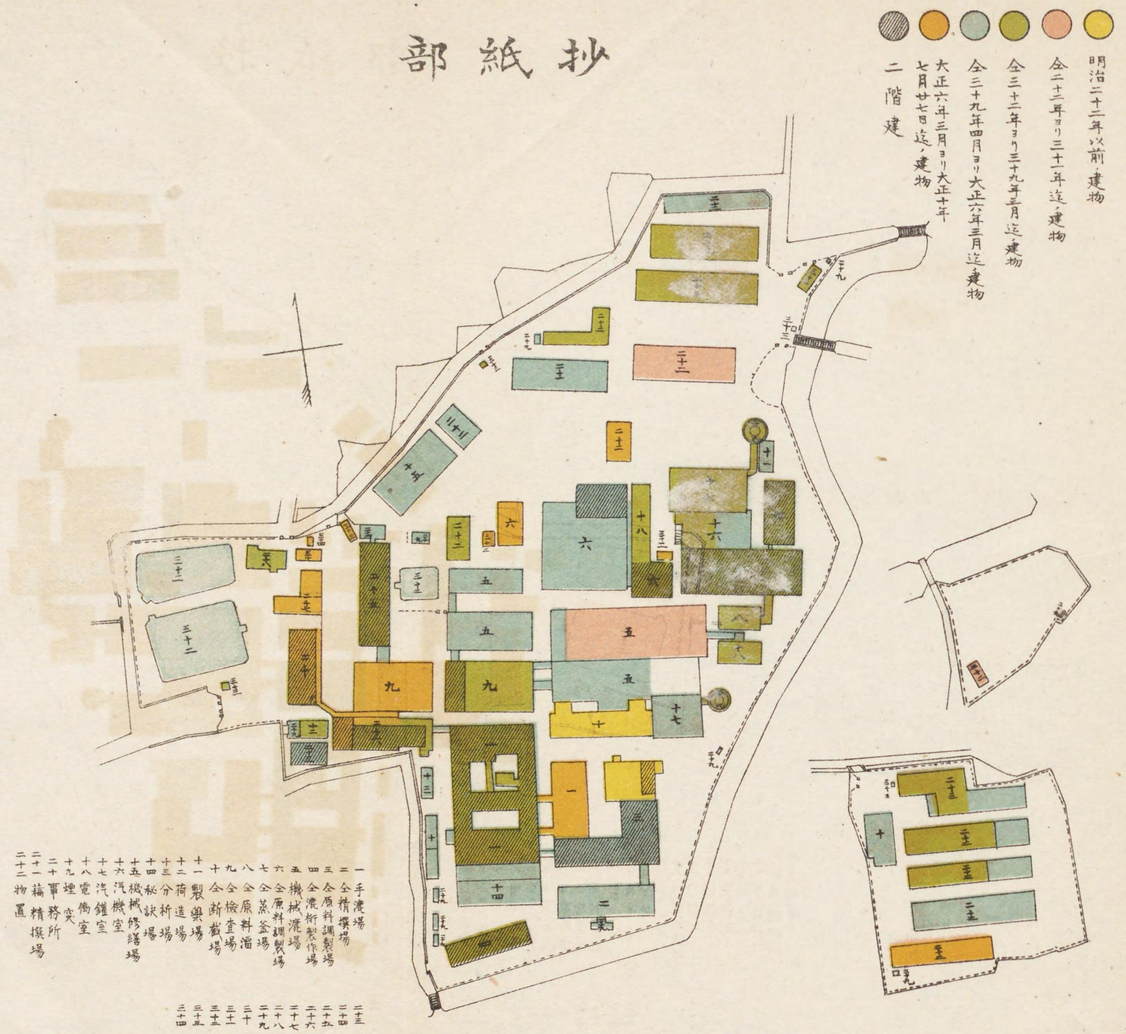

一 手漉場
二 仝精撰場
三 仝原料調製場
四 仝漉桁製作場
五 機械漉場
六 仝原料調製場
七 仝蒸釜場
八 仝原料溜
九 仝檢査場
十 仝断截場
十一 製藥場
十二 荷造場
十三 分析場
十四 秘訣場
十五 機械修繕場
十六 汽機室
十七 汽鑵室
十八 電働室
十九 煙突
二十 事務所
二十一 藕精撰場
二十二 物置
二十三 倉庫
二十四 洗濯場
二十五 男員着換所
二十六 女員仝
二十七 医務室
二十八 守警所
二十九 便所
三十 自働車庫
三十一 啣筒置場
三十二 水溜
三十三 門監所
三十四 商人詰所

朝陽會

一、朝陽會の成立

朝陽會は印刷局々員の幸福を增進し又不幸を救濟するの目的を以て組織せられた
る印刷局々員の後援機關なり其の成立は古き歷史を有し、其の主意は高き理想を有す、

(1) 成立の沿革

明治九年時の印刷局長得能良介は局員中疾病災厄に遭ひ困窮する者を救濟せんと
欲し率先私財を投じて永遠の計を立てたり當時に於ける同局長の述べたる主意書に、
「前略執業の際過て毀傷に罹り又は藥毒に感觸するもの、如きは官厚く扶助の恩賜あ
りと雖も獨り不幸にして病に罹り親戚の之を救助するものなく困難に陷り竟に素志
を遂げ得ざる如きは甚遺憾の至に付役員は勿論職工に至る迄平素篤志勉勵の輩にし
て此困難に罹り素志を遂ぐるを得ざるものに對し今般乍聊拙者より金百圓を預け金
に投入し長く紙幣寮工場の積金とし此利子を增殖し前項困難救助の道相立候樣致度
云々」と而して有志の此擧を贊して出捐するもの漸次多きを加へ之を補助金と稱して
增殖を計り以て局員の義恤追賞慈惠の資に充つる事となし來れり、然るに明治四十二
年共濟組合設定せられ局員の負傷竝疾病の救濟及養老の資金等に對し稍完全なる方
法成立したるに依り一時補助金の醵出は中止したるも尙共濟組合に加入せざるもの

に對しては同組合より支出の途なきが故に補助金規約に依り救濟の方法を講したり、蓋し補助金の制設けられてより數十年に及び資金の增加したること勿論なるも時代の進運に伴ひ事業の擴張局員の增加は昔日の比にあらず補助金制度にも亦積極的の改善を要する時は到來しつゝありたるなり然るに大正四年に至り職工慰安會(後に印刷局員慰安會と改む)を每年擧行することゝし其の慰安會の費用を補助する爲め職工慰安協賛會なるもの設立せられたり、卽ち前の補助金制度は救濟を目的とし後の協賛會は慰安を目的とす一は消極にして一は積極なるも其精神に於て何れも局員の福祉增進を目的とし又其組織は局員の共同一致より成るものなり、茲に於てか大正七年七月三十一日池田現局長の發意に因て二者を合一して活動の範圍を擴張し一面には益資金の增殖を圖り以て一層局員の福利增進を期し故得能局長の美擧を永久に持續せんが爲め印刷局雇員以上を會員として朝陽會と稱する局員の福利增進機關を組織したり、其朝陽會と命名せしは明治九年得能局長印刷局の工場を新築し其屋上に鳳凰の裝飾あるを以て詩經泰阿篇の「鳳凰鳴矣于彼高岡桐生矣于彼朝陽」の句を引き其工場を朝陽閣と別稱したるに因みたるものなり。

(2) 本會の主意及規約

本會は局員の慰安救濟を以て終始一貫すること前項述ぶるところの如し。其成立の主意書左の如し

明治九年時の印刷局長得能良介氏が局員の不幸等に際し其救濟の方法として補助金規約を制定し爾來局員の醵金に依りて不慮の救濟に備ふることゝしたり當時に在りては其資金にて先つ足るを得たるも其後に至るや此方法のみにては未た十分なるに至らざりしなり然るに明治四十二年共濟組合設定され局員の負傷並疾病の救濟及養老の資金等に對し稍完全なる方法成立したるに依り之と同時に補助金に對する醵出は一時中止せられたり然れとも共濟組合に加入せざるものに就ては補助金規約に依り尙ほ救濟の方法を講ぜられ居れり次に大正四年職工慰安會創定され初めには一般より應分の金員を醵出せしめたりしか後改めて雇員以上の者より每月給料約千分の二を醵出せしめ每年施行すへき職工慰安會の費用を補助することゝせり惟ふに前記の事項は一は救濟を目的とし一は慰安を目的とするも其精神は何れも局員の福利增進を目的とし又其組織に至りても局員個人團體の結合に成るものなるを以て之を別個のものとせず統一して運用の範圍を擴張し一面に於ては益資金の增殖を圖り更に前記以外の方法をも講し以て一層局員の福利增進を謀り故得能局長の美擧をして永久に持續せしむる方法を確立するは今日の急務なりと信ず依て茲に雇員以上の局員を會員とし以て本會を組織し會名を朝陽會(當局を朝陽閣と稱

（したるに因みて命名したるものなり）と名つけ別記の如く規約を定めんとす諸君幸に賛同あらむことを望む

大正七年七月三十一日

印刷局長　池田敬八

抑當局の如く勞働と相俟つて事業を進捗せしむる作業官廳に於ては、公共事業に極力意を用ゆるの要あり、加之近時經濟狀態の急激なる進展に伴ふ生活問題、思想問題の解決の一方法としても福利增進の施設に最善の方法を講ずるの要あり、卽ち此の公共事業を行ふへき機關の活動を要す。大正七年七月三十一日朝陽會か新しき規約を定めて生れたる所以のものは實に夥き歷史と時代の要求とに本きたるものなり、然れとも十分に徹底せる仕事を行はんとするには相當の資金を必要とすへきこと言を竢たす、本會は今や新しく再生したるものにして今正に基礎確立の中途に在り、卽ち一面に公共事業を遂行しつゝあるを以て二重の苦心を要す否な二重の苦心に止まらす資金の增殖方法に就き更に一の苦心あり、是れ外ならす朝陽會か其公共的性質を有するに鑑み、資金の增殖事業を行ふ場合にも必ず併て其事業が社會に貢獻するものたらんことを期し、又之を實行しつゝあることなり、此の三重の苦心こそ實に朝陽會の生命にして亦同會の主意の存するところなりとす。

朝陽會規約

第一條　本會ハ朝陽會ト稱ス

第二條　本會ハ故得能紙幣頭ノ發起ニ係ル補助金醵出ノ趣旨ヲ繼承シ在來ノ醵金其他ノ收入ヲ以テ局員ノ慰安救濟竝ニ其福利トナルヘキ事業ヲ企畫施行シ及局員ニシテ死亡シタル者ノ祭祀ヲ行フヲ以テ目的トス

第三條　本會ハ印刷局雇員以上ノ者ヲ以テ組織ス

第四條　本會ニ會長、評議員二十名及委員若干名ヲ置ク會長ハ局長之ニ當リ評議員及理事ハ會長之ヲ推薦シ委員ハ會長之ヲ嘱託ス

第五條　會長ハ一切ノ會務ヲ統理シ評議員ハ重要ナル會務ヲ審議シ理事ハ會務ノ執行ヲ掌リ委員ハ庶務ニ從事ス

第六條　削除

第七條　局員慰安會費ノ補助ニ關スル支出ハ理事ニ於テ豫算ヲ調製シ之ヲ提出スヘシ

第八條　局員ニシテ疾病ニ罹リ他ヨリ救濟ヲ受クルノ途ナキ者又ハ重大ナル災害ニ遭遇シタル者アルトキハ關係部課ハ之カ救濟案ヲ提出スヘシ

第九條　祭祀料ノ支出ハ關係部課之ヲ提案スヘシ

第十條　前條ノ支出ハ評議員ノ審議ヲ經テ會長之ヲ決ス但第八條第九條ノ場合ニ於テ急ヲ要スルモノハ直ニ會長ノ決裁ヲ受ケテ之ヲ施行スルコトヲ得

第十一條　臨時ノ事務ニ從事シ又ハ不慮ノ出來事ニ際シ盡力スルモ賞金ノ稟請ヲ爲スコトヲ得サルモノニ對シテモ前條ニ準セシムルコトヲ得

第十二條　前數條ノ外支出ヲ要スル事項アリタルトキハ評議員ヨリ提案スルコトヲ得

第十三條　局員ノ爲ニ福利トナルヘキ事業トハ學術技藝ニ關スル施設圖書ノ出版其他局員ノ爲ニ有益ナル事業ヲ云フモノトス

第十四條　本規約ノ改正ハ評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ經テ會長之ヲ決ス

第十五條　本會ノ收支計算ハ政府ノ會計年度ニ依リ毎年一回之ヲ會員ニ報告スヘシ

附　則

第十六條　本規約ハ大正七年八月ヨリ實行スルモノトス

二、朝陽會の事業

(1)　局の事業に對する補助

(イ)　慰安會

工場從業員慰安會は年一回擧行せられ或は郊外遠足或は觀劇或は運動會等の催あり是の慰安會は局の最も大仕掛なる年中行事の一なるが五千人の局員を抱擁するこ

となれは其の入費も尠少ならず而も此の唯一の慰安日は最も有用に利用せざるべからず茲に於てか朝陽會は一定の制を設け時と場所とに應して慰安會費中に補助を行ひ居れり。

(ロ)　祭典

印刷局に在職中死亡したるもの丶靈を祭ることは實に明治十六年得能局長の當時に始めて行はれ爾來年中行事の一として執行せられ其の局員の思想上に及ほしつゝある尊き感化は大なるものなり而して此の事業も亦朝陽會より之れか費用の全部を支出し居れり。

(ハ)　食堂

大正九年七月局内に簡易食堂を開設す其目的は廉價に輕便に而も愉快に一同をして會食せしむるにあり、食費は現在一日三十三錢にして朝八錢、晝十二錢、夕十三錢とす。副食物は常に新鮮にして滋養價値あるものを擇び目今一日千三百餘名の利用者あり、而して食堂の經營費は官の費用に仰かんとするも容易ならず茲に於て朝陽會は金一千圓を食堂資本金に支出し居れり幸に其の運用宜しきを得て爾來食堂の經營に大過なく日一日と改善せられ居れり。

(2)　局員の福利增進に對する補助

（イ）貯金

局員より毎月其の俸給の幾分を貯蓄せしめ萬一の場合に備へしむる處あらしめんが爲め明治九年始めて規則を定め實施せしが現今は朝陽會に貯金部を設けて貯金を奬勵し其の貯金には普通銀行又は郵便貯金以上の利子を付し同時に貯蓄に便にして然も徃りに引出さしめざる方法を講し以て貯蓄奬勵の實を擧げ居れり。

（ロ）思想の善導

近時國民の思想混亂の結果、往々危險の傾向を帶びたる言動をなすものあり、思ふに其の原因は種々複雜なるものあるべきも要するに人間の精神に缺陷あり、精神の奥底に滿足を得ざるものあるが爲めに外ならず、故に精神の力を確立せしむる事は現代の急務とす、恰も印刷局に於ては池田局長の發意に本き局員有志を以て伊勢大神宮參拜團を組織し敬神愛國共同一致の精神を涵養するの實地訓練を行ひ以て社會に貢獻する處あらしめんとするの計畫ありしが遂に大正十年七月九日より同月十三日の五日間に之を實行せられたり、此擧は一行實に千九十六名の大多數にして實に未曾有の伊勢參宮團なりしなり、此の參宮團は印刷局員の有志より成り其の費用は各自の負擔にして汽車賃、辨當代、宿泊料を合して金十二圓なり、卽ち此の團費たるや全く各個人の往復の旅費を支辨し得るに過ぎず、然も如斯少額の經費にて足りたるは全く團體參宮として各方面より多大なる同情を得種々の割引を受けたると朝陽會が其不足を補助し得たるとの結果に外ならず。

（ハ）教育の資金

印刷局抄紙部に育英會なるものありて、抄紙部に勤務する局員の教育に努めつゝあるが、大正十年度に於て印刷局學術教習所製紙學部生徒を收容する爲、寄宿舍を建築するの要を認められ朝陽會は此れが費用を同會に貸與して之を實行せしめたり。

（ニ）日用品購入の立替金

物價騰貴に伴ひ日用品の購入に對し、或は購買組合或は公設市場の設置を見たりと雖も一面に多額の數量を一時に購入し、或は月賦拂の方法が局員の便益なる事亦少からず、朝陽會は此の一時購入と月賦購入の資金を印刷局員の爲めに提供しつゝあり、目下は洋服、靴及木炭等の購入に對して立替金を行ひ居れり。

（3）基本金の增殖

朝陽會の任務は、當局の如き作業官廳に在りては今後益重且大なるものあり從て基本金の增殖を圖らさるべからず、幸に當局は印刷を主とする事業場なるを以て之に關する專門の知識と實地の經驗を有する者多く、此の知識と技術とを利用して圖書、記念繪葉書其他の印刷物を刊行し之を販賣し其利益を以て基本金を增殖し居れり、此の印

刷物の刊行に付ては記事の正確印刷の鮮明及價格の低廉を三大特色とし、其内容に於ては一般社會の必須缺くべからざるものを撰び、一意社會奉仕の實踐躬行を念としつつあり。

印刷局五十年略史終

大正十年十月二十五日印刷
大正十年十月二十七日發行

印刷者及印刷所　印刷局